

令和元年度 春季
北陸ブロック土木部長等会議

国土交通省情報提供議題（本省）

【様式1】

令和元年度 春季北陸ブロック土木部長等会議 情報提供議題

■情報提供(説明あり)

議 題 名	水管理・国土保全行政に関する最近の話題
課・室 名	河川計画課

■情報提供(資料配付のみ)

議 題 名	国土政策局所管の公共事業関係費について
課・室 名	国土政策局 広域地方政策課
議 題 名	最近の水資源・水循環施策の動向
課・室 名	水管理・国土保全局 水資源部 水資源計画課

水管理・国土保全行政に関する最近の話題

- | | |
|--------------------|-----|
| 1. 昨年の主な水害とその特徴 | …1 |
| 2. 近年の災害を受けた取組について | …12 |

令和 元年 5月9日
水管理・国土保全局

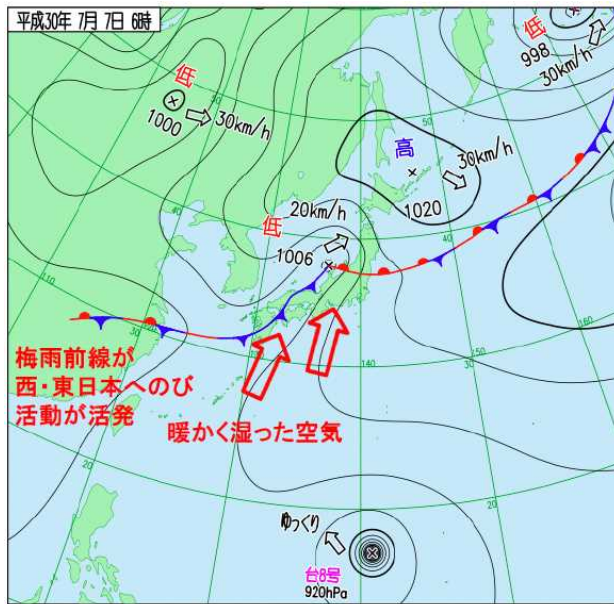
1. 昨年の主な水害とその特徴

平成30年7月豪雨(降雨の特徴)

- 6月28日から7月8日までの間、西日本を中心に、広い範囲で記録的な大雨となり、平年の月降水量の4倍となる大雨となった地点もあった。
- 特に長時間の降水量について多くの観測地点で観測史上1位を更新し、24時間降水量は77地点、48時間降水量は125地点、72時間降水量は123地点で観測史上1位を更新した。
- 背景要因として、気象庁は「地球温暖化による気温の長期的な上昇傾向とともに、大気中の水蒸気量も長期的に増加傾向であることが寄与したと考えられている。」とし、はじめて個別災害について気候変動の影響に言及

※全国の気象観測地点は約1,300地点

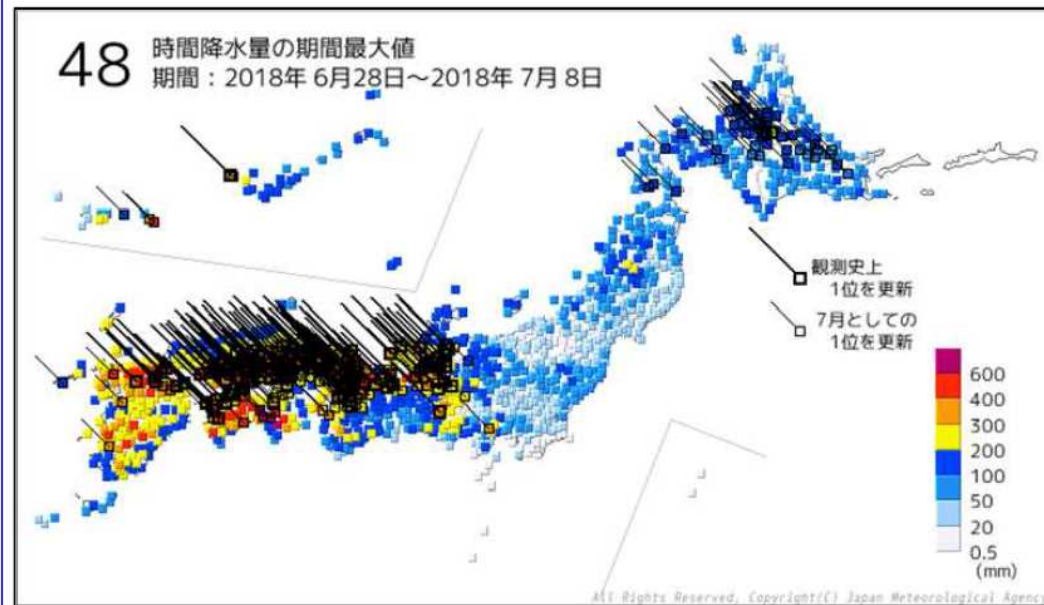
梅雨前線が停滞、台風から湿った空気が供給



実況天気図(2018年7月7日6時00分時点)

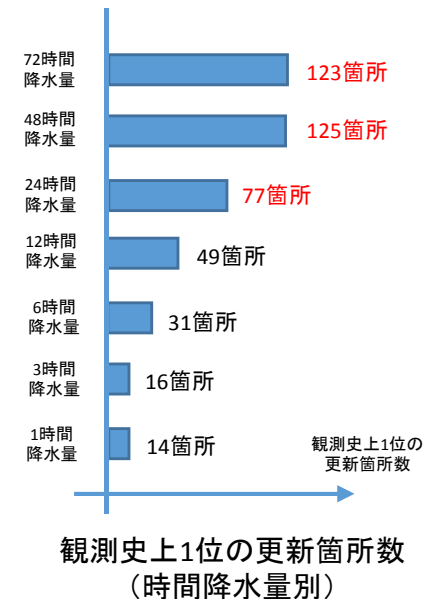
※気象庁ウェブサイトを基に作成

広い範囲で記録的な大雨



48時間降水量の期間最大値(期間2018年6月28日~7月8日)

長期間の大雨



平成30年7月豪雨(一般被害)

平成30年7月豪雨により、広域的かつ同時多発的に河川のはん濫、がけ崩れ等が発生。これにより、死者224名、行方不明者8名、住家の全半壊等21,460棟、住家浸水30,439棟の極めて甚大な被害が広範囲で発生。

※:消防庁「平成30年7月豪雨及び台風第12号による被害状況及び消防機関等の対応状況(第58報)」(平成30年11月6日)

■各地で洪水被害が発生

高梁川水系小田川(岡山県倉敷市)

- 左岸及び複数の支川の決壊、右岸の越水により、真備町を中心に浸水被害(約1,200ha、約4,600戸)



肱川水系肱川(愛媛県大洲市)

- 越水等により、大洲市全域で浸水被害(約3,100戸)
東大洲地区の浸水状況



■各地で土砂災害が発生

ひろしまし あさきたく くちみなみ
広島県広島市安佐北区口田南



やべしうえすぎちよう
京都府綾部市上杉町



平成30年 全国の土砂災害発生状況

土砂災害発生件数

3,459件

- 土石流等 : 985件
- 地すべり : 131件
- がけ崩れ : 2,343件

【被害状況】

- 人的被害 : 死者 161名
- : 負傷者 117名
- 人家被害 : 全壊 415戸
- 半壊 566戸
- 一部損壊 524戸

4/11
がけ崩れ

なかつし やばけいまち
大分県中津市耶馬溪町



死者6名

7/6
がけ崩れ

きたきゅうしゅうしもじく
福岡県北九州市門司区



死者2名

9/6
がけ崩れ

ゆうふつくんあつまちようよしのちく
北海道勇払郡厚真町吉野地区



死者19名

7/6
土石流等

あきぐん くまのちよう かわずみ
広島県安芸郡熊野町川角



死者12名

7/7
土石流等

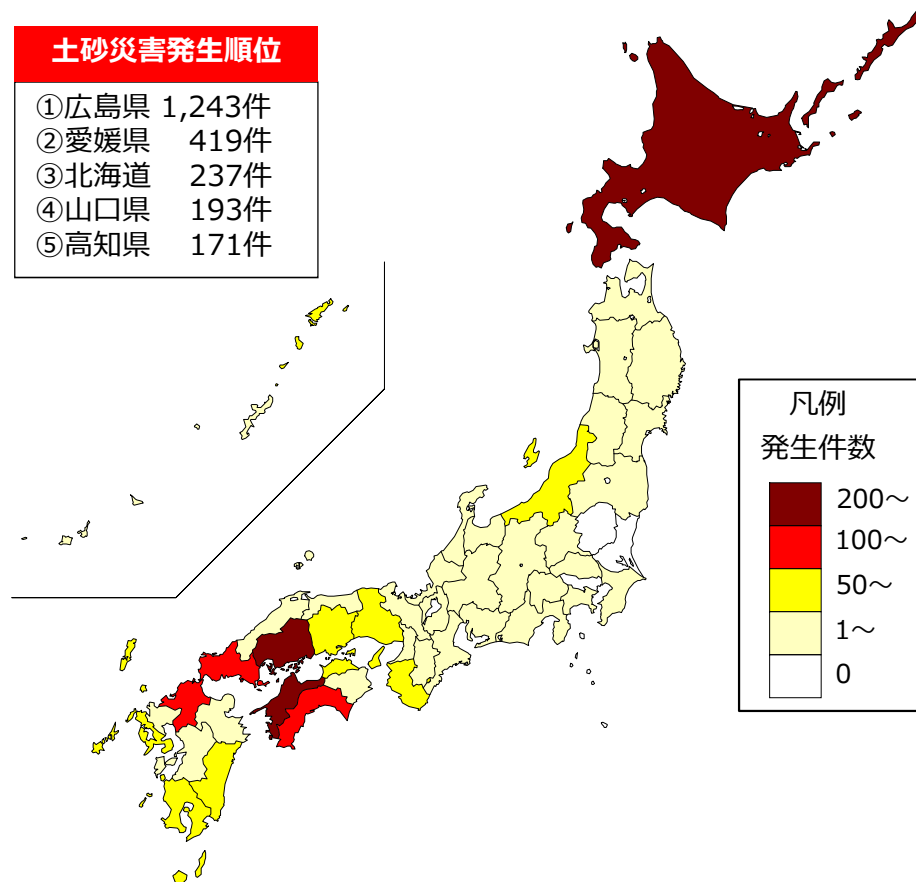
うわしましよしだちよう
愛媛県宇和島市吉田町



死者4名

土砂災害発生順位

- ①広島県 1,243件
- ②愛媛県 419件
- ③北海道 237件
- ④山口県 193件
- ⑤高知県 171件



9/6
がけ崩れ

ゆうふつくんあつまちようたかおかちく
北海道勇払郡厚真町高丘地区



死者2名

3/10
地すべり

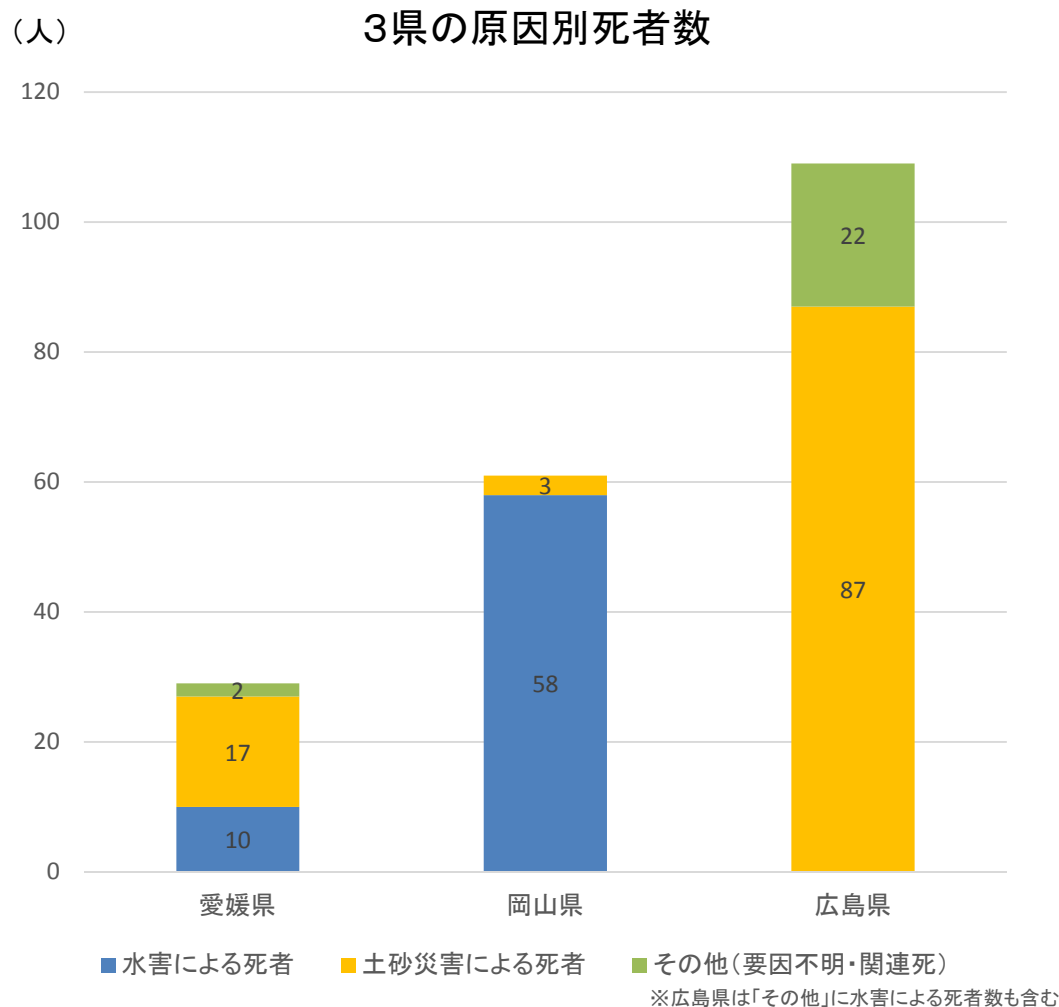
地すべり発生

みようこうしながさわ
新潟県妙高市長沢



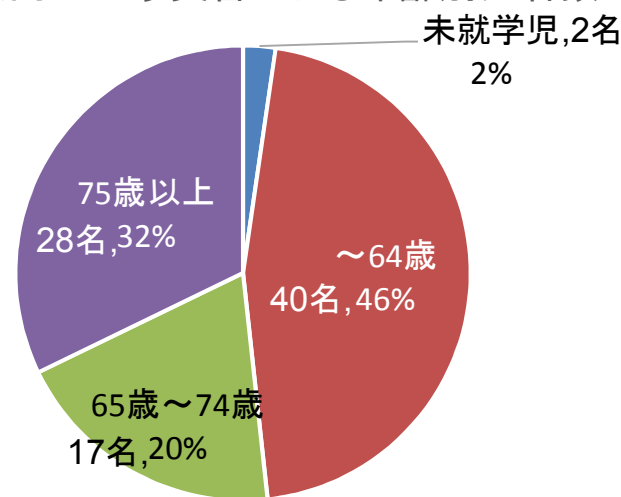
平成30年7月豪雨による人的被害の特徴

- 被害の大きかった愛媛県、岡山県、広島県での原因別死者数をみると、広島県では土砂災害による死者数が、岡山県では水害による死者数の占める割合が多かった。
- 広島県での土砂災害による死者の約半数や岡山県倉敷市真備町での水害による死者の約9割が65歳以上であり、高齢者が多く被災した。



「第1回平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ(内閣府)」資料より引用

広島県内の土砂災害による年齢別死者数



出典：広島県「平成30年7月豪雨災害を具舞えた今後の水害・土砂災害対策のあり方検討会 第2回砂防部会」資料

岡山県倉敷市真備町における年齢階層別死者数

年齢階層別	真備町
65歳未満	6人(11.8%)
65歳～74歳	15人(29.4%)
75歳以上	30人(58.8%)

出典：岡山県「平成30年7月豪雨」災害検証委員会(第2回)資料

平成30年7月豪雨による社会経済等への影響 ライフライン被害

- 電気、水道ともに、西日本を中心に広範囲な地域で被害が発生
- 停電や断水による被害は、特に広島県、愛媛県、岡山県等で多く、復旧に時間を要した

河川の氾濫により水没した沼田西変電所 (広島県三原市)



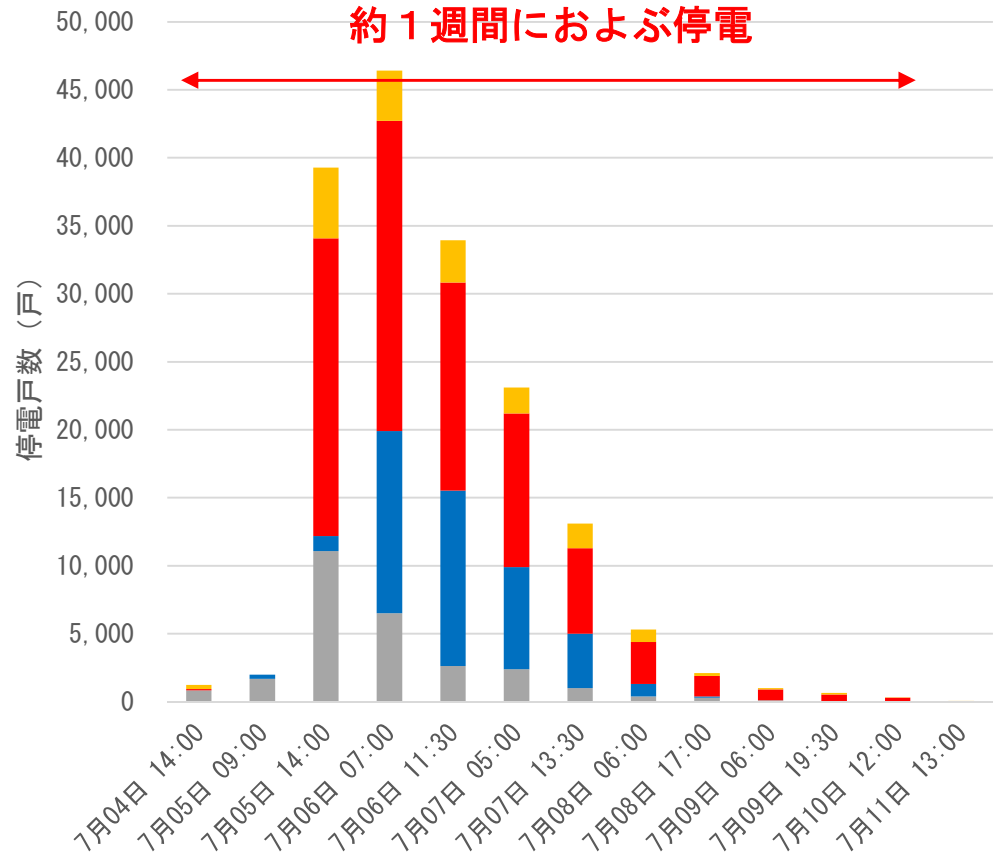
(写真提供: 中国電力)

土石流により被災した南予水道企業団吉田浄水場 (愛媛県宇和島市)

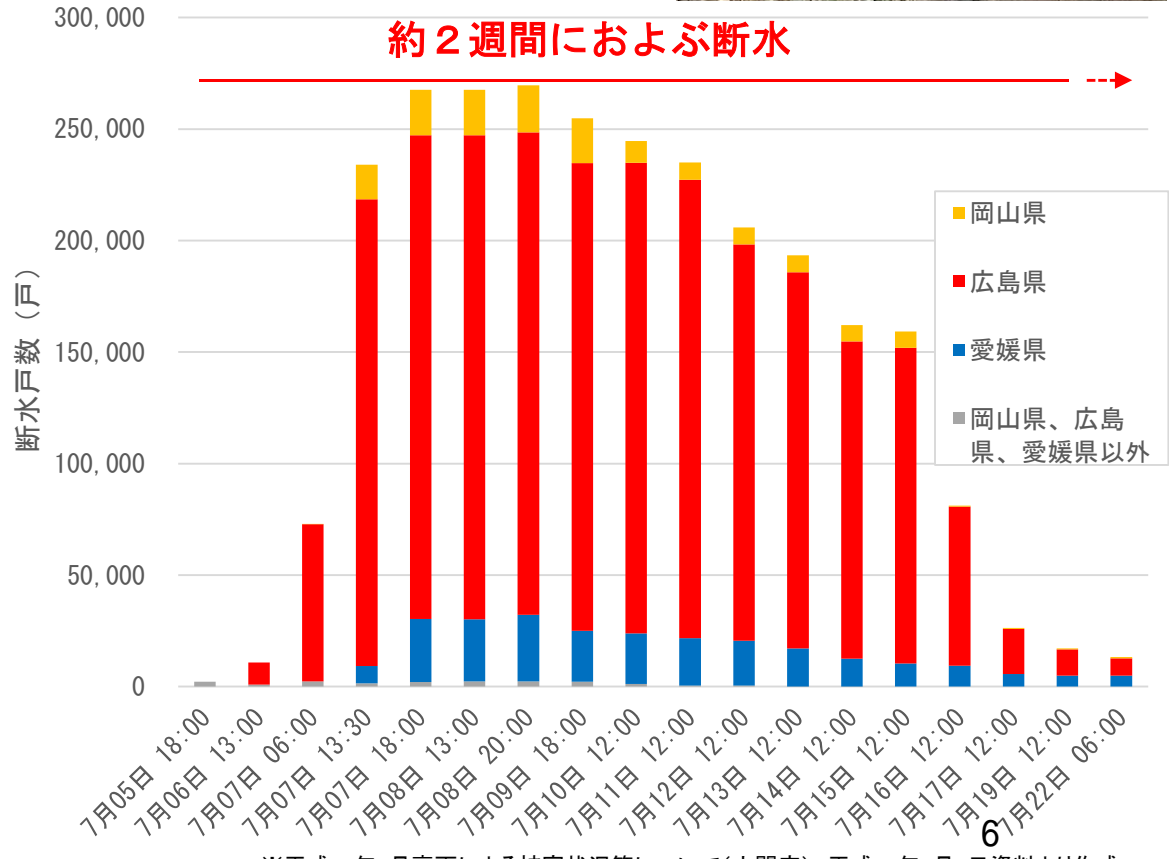


※南予水道企業団ウェブサイトより

電力被害



水道被害



※平成30年7月豪雨による被害状況等について(内閣府) 平成30年8月7日資料より作成

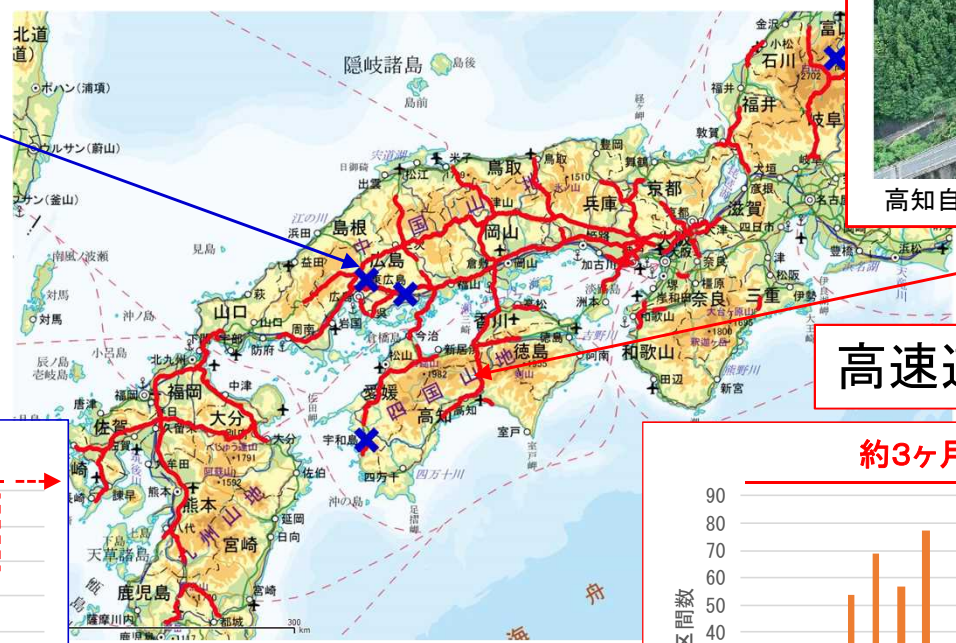
平成30年7月豪雨による社会経済等への影響 交通途絶(道路・鉄道)

- 高速道路は、最大で63路線77区間で通行止めが発生し、各種復旧や物流への波及被害が発生
- 鉄道は、土砂流入や線路冠水、橋梁流出等により、最大で32事業者、115路線で運転休止

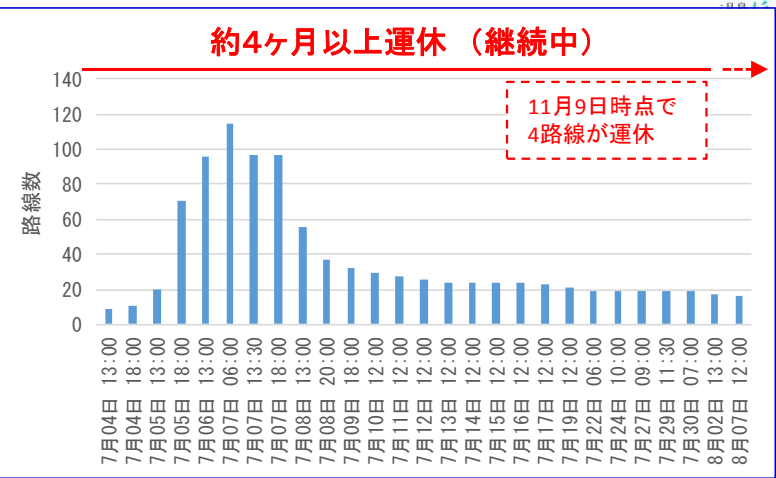


— 高速道路の被災等による通行止め区間
※被災等により通行止めとなった区間を全て記載

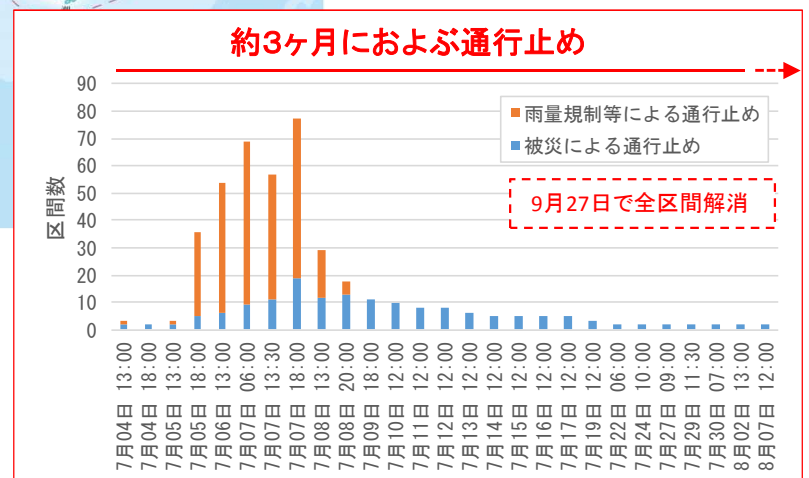
✕ 鉄道で特に大きな被害が生じた箇所



鉄道(貨物含む)の運休路線



高速道路の通行止め区間



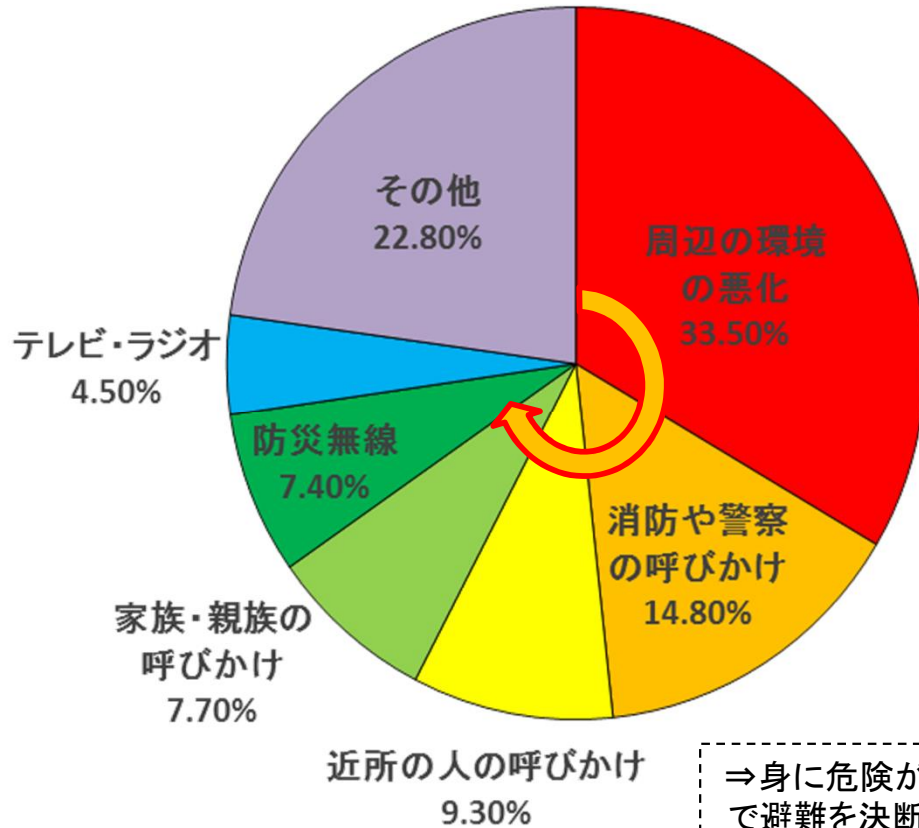
※出典:平成30年7月豪雨による被害状況等について(内閣府) 平成30年8月7日

※出典:平成30年7月豪雨による被害状況等について(内閣府) 平成30年8月7日

平成30年7月豪雨災害での水災害・土砂災害情報の活用状況ふりかえり

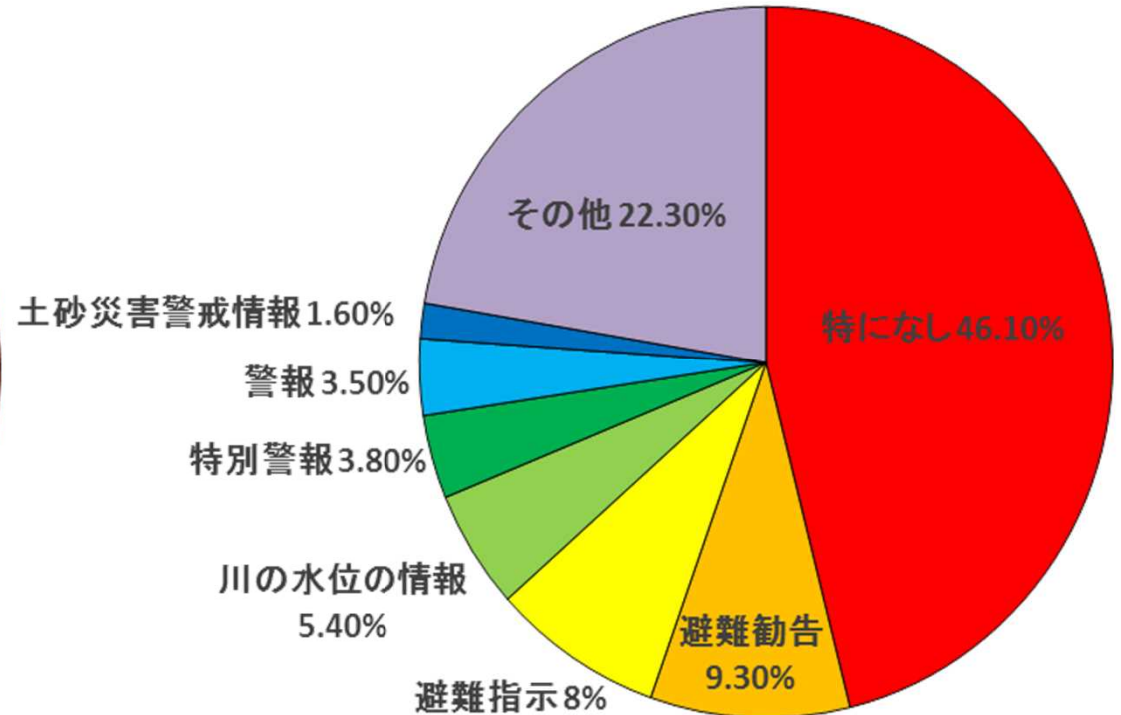
被災者の避難のきっかけの多くは、周辺環境悪化や消防・警察・近所の呼びかけによるもので、自分の身に危険が差し迫るまで避難を決断していない。
避難にあたっては、避難情報の他、水位情報も参考にした人もいたが、リスク情報を参考にする人は少ない。

最初に避難するきっかけになったのは何か



⇒身に危険が差し迫るまで避難を決断していない

避難する際に参考にした情報は何か



⇒半数近くの人が災害リスク情報に関心を示していない。

NHK被災者アンケート
(広島県、岡山県、愛媛県の被災者310人対象)

資料)NHKWEB:「西日本豪雨1か月「今後の住まい」に不安 被災者アンケート」(2018年8月6日 5時06分)より国交省作成

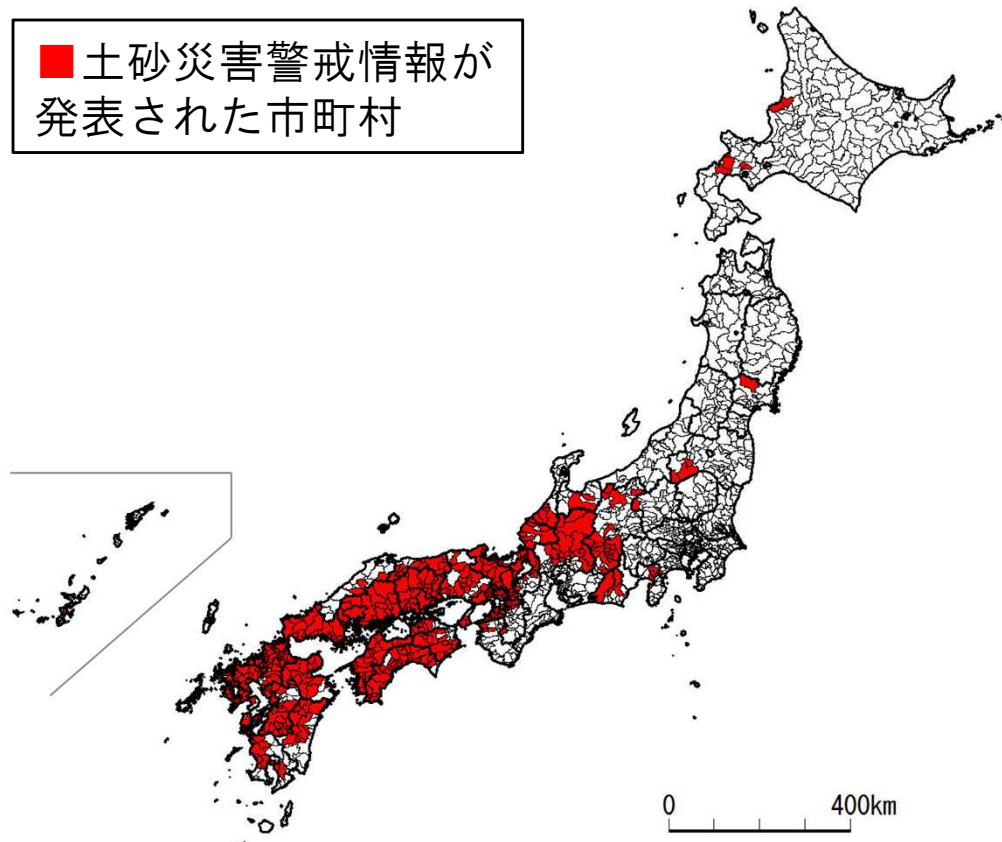
平成30年7月豪雨における土砂災害警戒情報の発表状況

- 平成30年7月豪雨で、土砂災害警戒情報が発表されたのは、34道府県505市町村。
- 全国で発生した土砂災害のうち、8月8日時点で把握している人的被害（死者）が発生した53箇所のうち、発災時刻※が特定できた全箇所（53箇所）で、土砂災害発生前に土砂災害警戒情報が発表されていた。

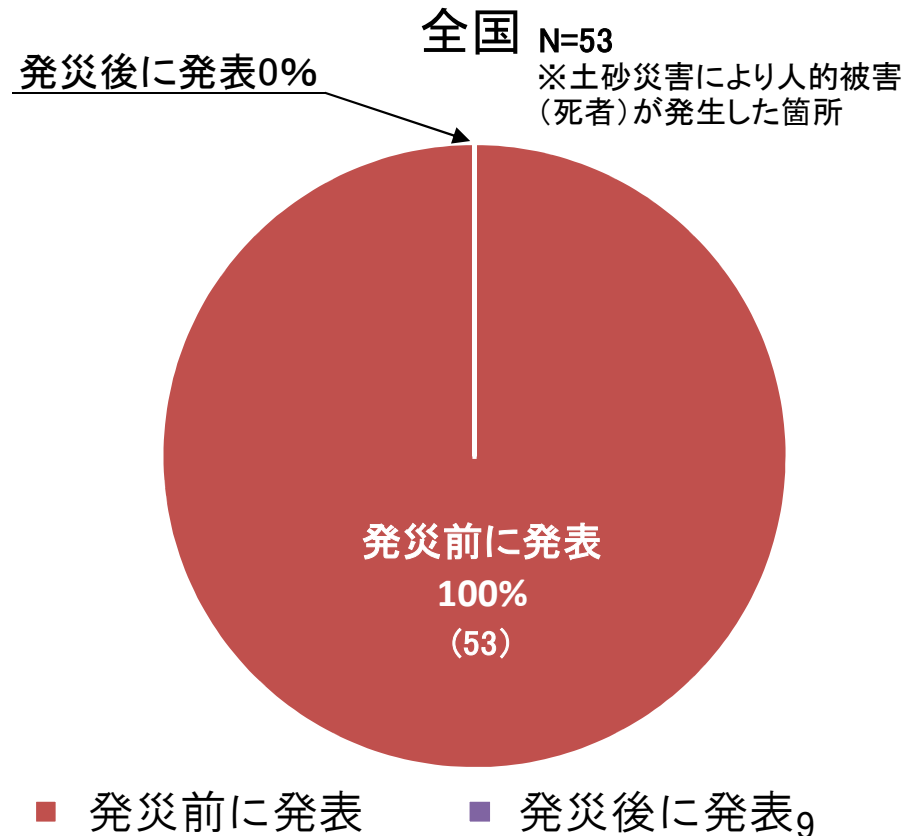
(※)災害発生時刻は報道情報等含む。今後の精査により情報が変化する可能性がある。

土砂災害警戒情報の発表状況 (平成30年7月2日～7月9日6:05)

■ 土砂災害警戒情報が
発表された市町村



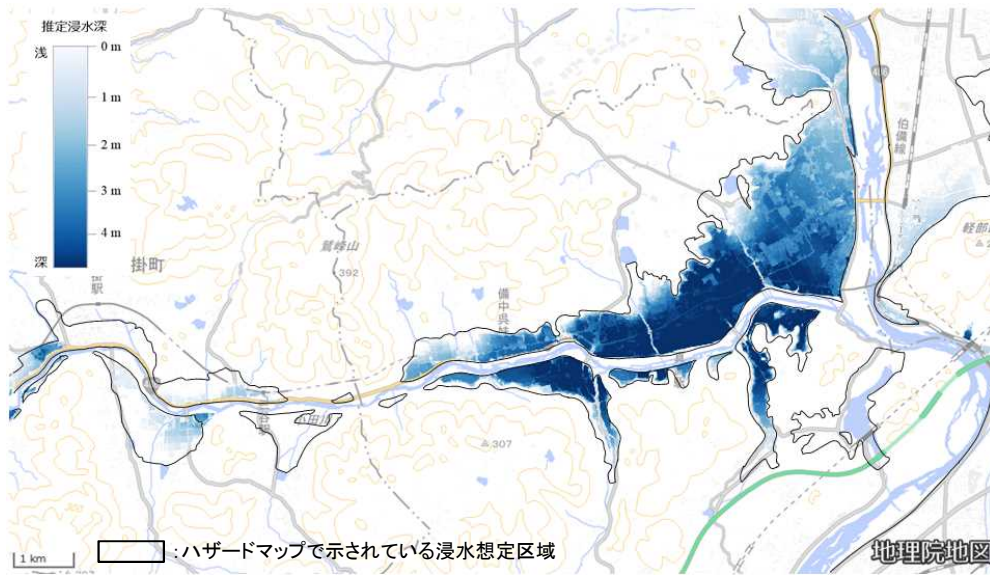
土砂災害警戒情報の発表状況 (平成30年8月8日時点)



災害リスクの理解 ～ハザードマップと災害発生位置の関係～

- 多くの被災事例では、事前に災害リスクが高いことは公表
 - 倉敷市真備地区の浸水範囲は、ハザードマップで示されている浸水想定区域と概ね一致
 - 土砂災害の被災の約9割が土砂災害警戒区域等内

倉敷市真備地区の浸水状況とハザードマップとの比較



浸水推定段彩図(地理院地図(電子国土Web) 平成30年7月豪雨 浸水推定段彩図 空中写真判読版)、倉敷市真備ハザードマップ(倉敷市洪水・土砂災害ハザードマップ(平成28年8月作成、平成29年2月更新))をもとに内閣府にて作成

人的被害発生箇所における土砂災害警戒区域の指定状況

- ◆ 土砂災害による死者は119名(53箇所)、このうち、現時点で被災位置を特定できたのは107名(49箇所)
- ◆ うち、94名(42箇所)は土砂災害警戒区域等で被災
 ※平成30年8月15日 13:00時点
 ※今後の精査により、情報が変わる可能性がある。

	全国	その他府県 (愛媛県、京都府、岡山県、山口県等)	広島県
区域内	69名(32箇所)	28名(17箇所)	41名(15箇所)
区域外 (基礎調査は未了だが危険箇所として把握)	25名(10箇所) 94/107名(88%)	1名(1箇所) 29/32名(90%)	24名(9箇所) 65/75名(87%)
区域外(上記以外)	13名(7箇所)	3名(2箇所)	10名(5箇所)
不明	12名(4箇所)	0名(0箇所)	12名(4箇所)
計	119名 (53箇所)	32名 (20箇所)	87名 (33箇所)

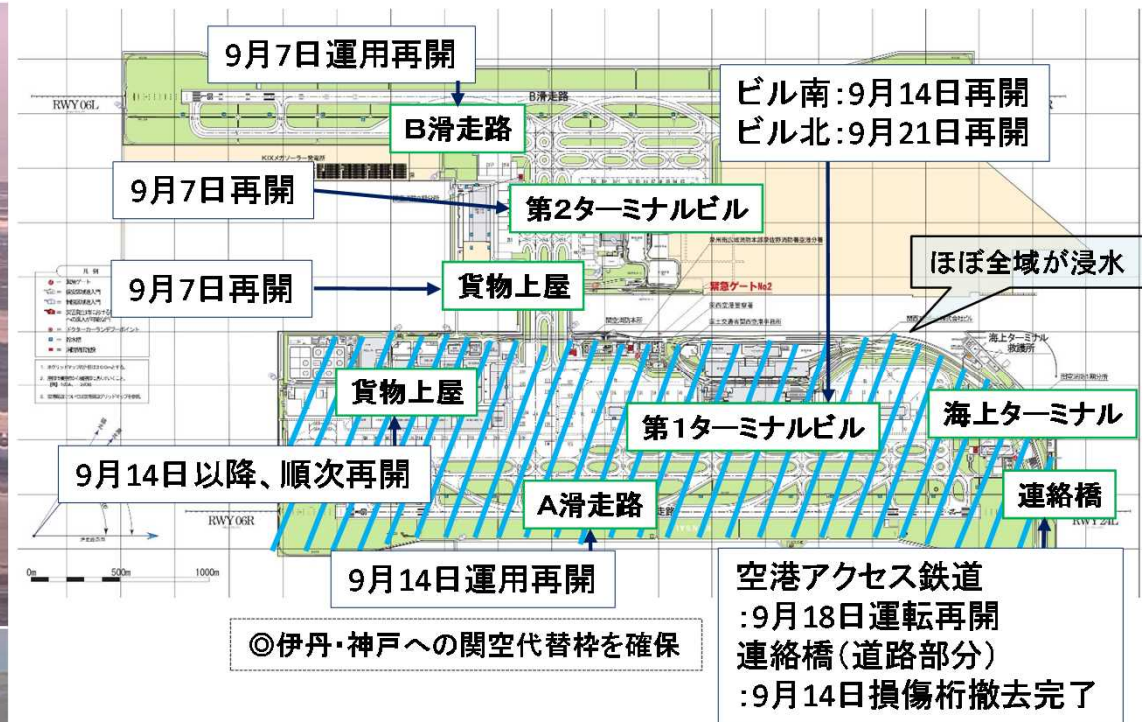
国土交通省 社会資本整備審議会河川分科会大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策検討小委員会 資料をもとに内閣府にて作成

平成30年台風第21号(重要拠点の機能停止)

- 滑走路・ターミナル、電源設備などの重要施設が浸水し、空港機能が停止する被害が発生
- TEC-TORCE(緊急災害対策派遣隊)を派遣し、発災当初から排水ポンプ車による作業を実施したものの、浸水解消まで概ね6日を要し、ターミナルビルの全面再開には約3週間が必要となった



9月7日撮影 地表面の浸水は解消

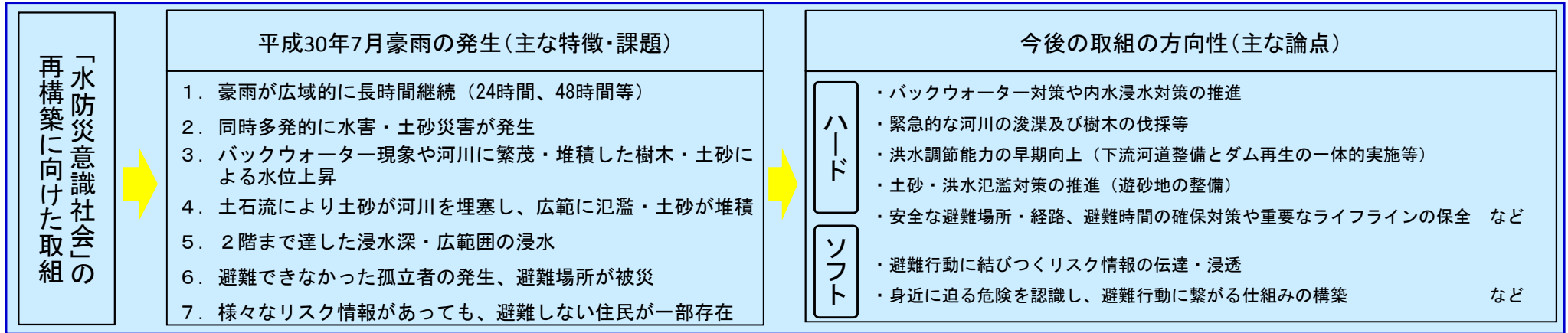


2.近年の災害を受けた取組について

大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策検討小委員会【概要】

大雨が広範囲に長時間継続した「平成30年7月豪雨」により同時多発かつ広域的に発生した浸水被害、土砂災害を踏まえ、「水防災意識社会」を再構築する取組について、総合的な検討を行うため、「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策検討小委員会」を設置する。

<課題及び論点>



<メンバー>

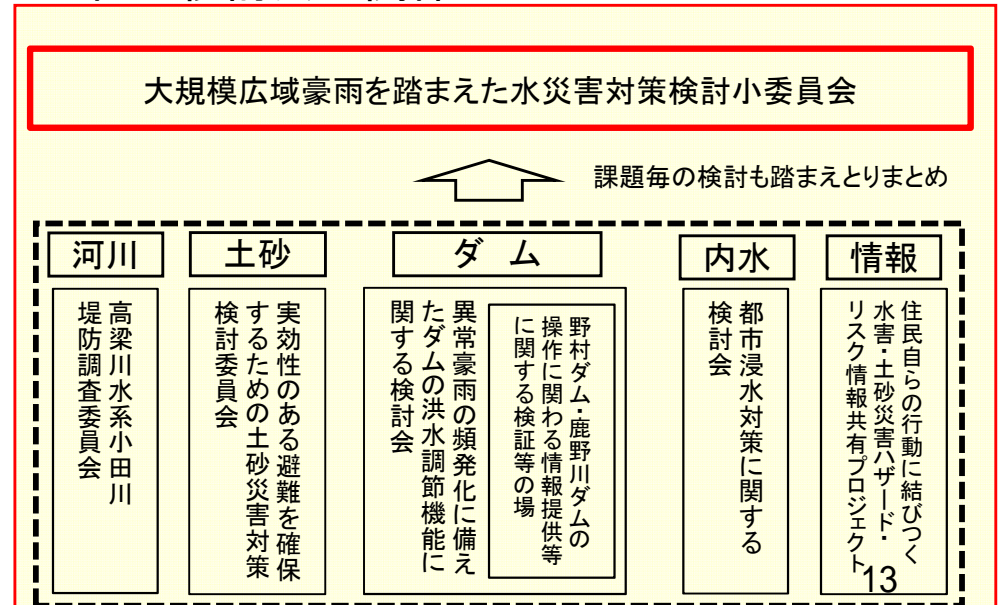
小池俊雄	水災害・リスクマネジメント国際センター長
中北英一	京都大学防災研究所 教授
前野詩朗	岡山大学大学院 環境生命科学研究科 教授
藤田正治	京都大学防災研究所 教授
田中 淳	東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター長
阪本真由美	兵庫県立大学 減災復興政策研究科 准教授
角 哲也	京都大学防災研究所 水資源研究センター 教授
古米弘明	東京大学大学院工学系研究科水環境制御研究センター教授
原田啓介	大分県日田市 市長

<スケジュール>

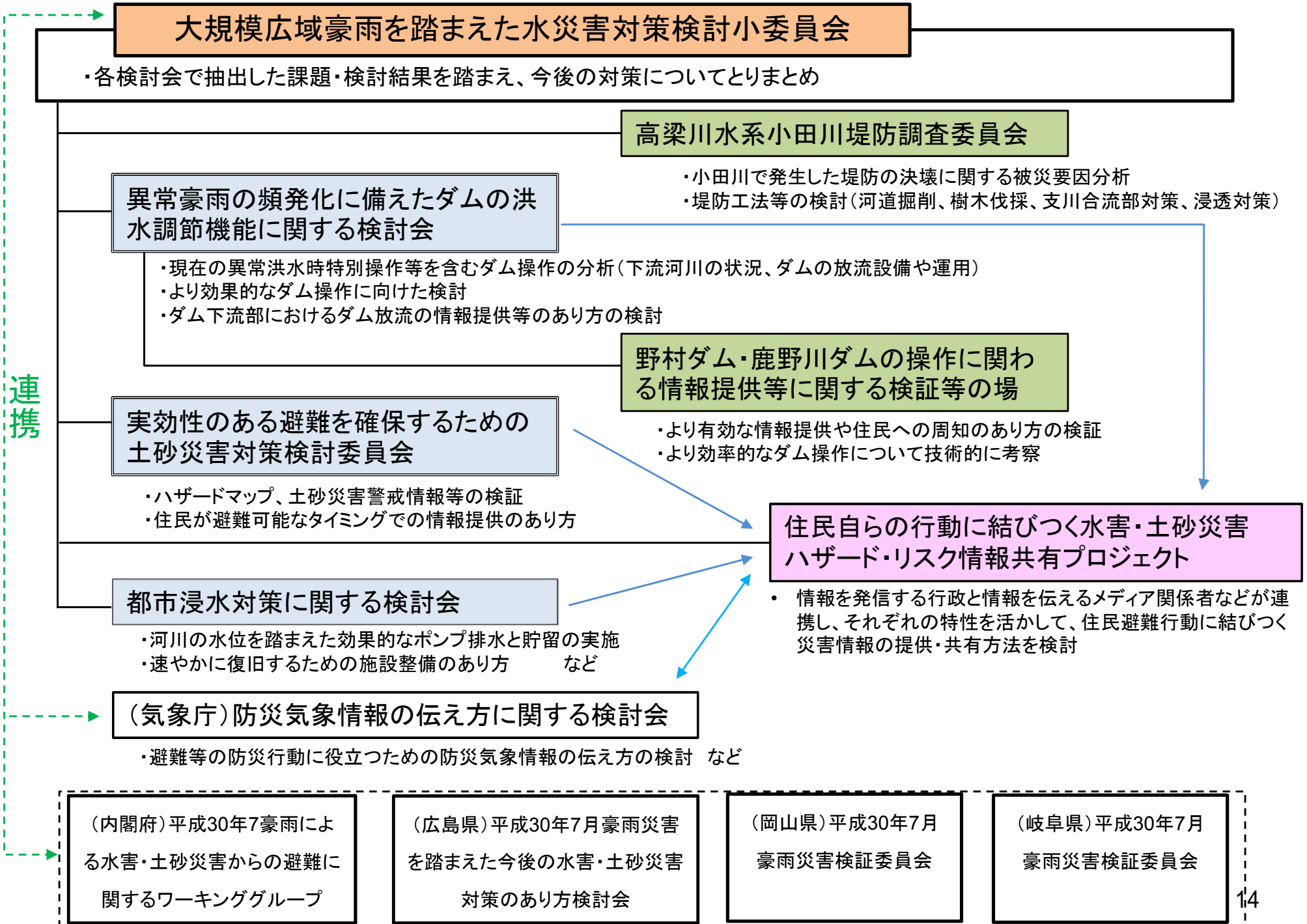
09月28日 第1回小委員会
年内 とりまとめ予定

現地調査
09月07日 愛媛県
09月21日 岡山県、広島県

<他の検討会の関係>



大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策検討小委員会に関わる検討会【概要】

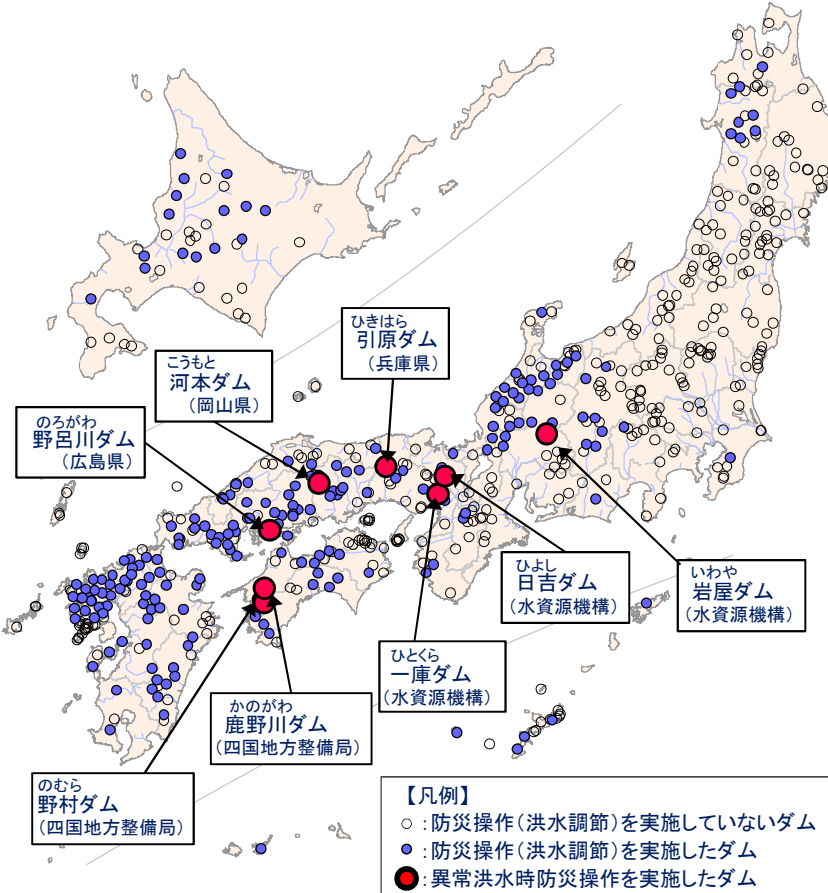


異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能と情報の充実に向けて
 ~「異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能に関する検討会」の提言~

●平成30年7月豪雨を踏まえ、気候変動の影響等により今後も施設規模を上回る異常洪水が頻発することが懸念される中、そうした事態に備え、より効果的なダムの操作や有効活用の方策、ダムの操作に関わるより有効な情報提供等のあり方について、ハード・ソフト両面から検討することを目的に検討会を設置。3回の検討会を開催し、提言をとりまとめ。

<平成30年7月豪雨のダムの防災操作(洪水調節)の状況>

国土交通省所管ダム558ダムのうち213ダムで洪水調節を実施し、被害の軽減・防止効果を発揮。そのうち、8ダムにおいては、洪水調節容量を使い切る見込みとなり、ダムへの流入量と同程度のダム流下量(放流量)とする異常洪水時防災操作に移行。



【委員】

- 加藤孝明 東京大学生産技術研究所 准教授
 佐々木隆 国土技術政策総合研究所河川研究部水環境研究官
 角 哲也 京都大学 防災研究所 教授 <委員長>
 関谷直也 東京大学大学院情報学環 准教授
 中北英一 京都大学 防災研究所 教授
 森脇 亮 愛媛大学大学院理工学研究科 教授
 矢守克也 京都大学 防災研究所 教授

【スケジュール】

- 9月27日
 第1回検討会
 (現状と課題)
 11月2日
 第2回検討会
 (骨子案)
 11月27日
 第3回検討会
 (とりまとめ案)

平成30年7月豪雨におけるダムに関する主な論点

- 異常豪雨によってダムの洪水調節容量を使い切ってしまうことに対し、
 - ・事前放流により、より多くの容量を確保できないか
 - ・異常洪水時防災操作に移行する前の通常の洪水調節段階により多くの放流ができないか
 - ・気象予測に基づく操作を行うことはできないか
- ダムの操作に関わる情報が住民の避難行動に繋がっていないことに対し、
 - ・平常時から浸水等のリスク情報を提供し、認識の共有を図ることが必要ではないか
 - ・情報提供を「伝える」から「伝わる」、さらには「行動する」ように変えることが必要ではないか
 - ・情報提供を市長村長の判断に直結するよう変えることが必要ではないか

対策の基本方針

- ①ハード対策(ダム再生等)とソフト対策(情報の充実等)を一体的に推進
- ②ダム下流の河川改修とダム上流の土砂対策、利水容量の治水への活用など、流域内で連携した対策
- ③ダムの操作や防災情報とその意味を関係者で共有し避難行動に繋げる

実効性のある避難を確保するための土砂災害対策に関する 中間とりまとめ(概要)

資料5

○ 平成30年7月豪雨による土砂災害の検証結果

結果Ⅰ 土砂災害警戒情報

- ▶ 人的被害のあった場所では、その箇所すべてにおいて土砂災害警戒情報が発表され、避難勧告も概ね発令されていたが、必ずしも認知されていない、もしくは切迫性が伝わらなかった。
- ▶ 発表から発災までの時間(リードタイム)が短い場合や長時間に及んだ場合は、避難勧告を発令できていない市町村があった。リードタイムが長かったケースでは、夜間での勧告を避け自主避難を呼びかけた事例があった。

結果Ⅱ 土砂災害警戒区域

- ▶ 平成29年度末現在、基礎調査は約9割完了しているが、指定は約8割にとどまっている。
- ▶ 人的被害の約9割は、警戒避難体制の整備が義務づけられているイエローゾーン等内で発生しており、予め被害の恐れがある場所であることが公表されていた箇所であった。また、約1割はイエローゾーン外でも発生した。
- ▶ イエローゾーンの中でも、土砂災害の恐れがあることが認識されていない場合があった。
- ▶ イエローゾーン内でも、相当程度のリスクの違いがあった。

結果Ⅲ 避難行動

- ▶ 避難しようとした際には、すでに周辺状況が危険になっていて避難場所には到達できない場合や、避難途中で被災したと思われる事例が数多くあったと推定される。
- ▶ 人的被害のあった地区では、避難場所までの移動経路に危険な状況がある場合があった。また、地区防災計画も策定されていなかった。
- ▶ 地域における共助により避難が行われ難を逃れた事例があった。
- ▶ 自宅以外の場所へ避難しなかった理由としては、「自宅の土砂災害の危険性は低いと思っていたから」などであり、災害リスクを理解していないことにより、避難行動をとっていない可能性がある。
- ▶ 先進的な取り組みを行っている地方公共団体や、防災活動に熱心な地区がある一方、その取り組みが他の近隣の地方公共団体等にまで広がっていない。

結果Ⅳ その他の平成30年7月豪雨の土砂災害の特徴

- ▶ インフラ・ライフラインの被害により、地域住民や経済活動に及ぼす影響が長期間に及んだ。
- ▶ 土砂・洪水氾濫により、下流の市街地に広範囲に土砂が堆積し、救助活動、復旧活動の妨げになったほか、地域の社会経済にも長期間影響を与えた。
- ▶ 戦後まもなく建設されたものをはじめとする、古い石積砂防施設が被災した。

○ 実効性のある避難を確保するために取り組むべき施策

公助と共助を有機的に結びつけ、地域の実情に応じた防災行動を促進するため、地区防災計画を活用することにより避難の実効性を高めるとともに、平成30年7月豪雨による土砂災害の特徴を踏まえて以下の対策を実施し、もって土砂災害による犠牲者を無くす。

① 地区防災計画に基づく警戒避難体制の構築

- 土砂災害に備えた避難計画を準備していた地区において円滑な避難がなされていたことに鑑み、要配慮者への対応も含め、地区の住民自らが個別の状況を考慮した上で地区防災計画を作成することを通じて警戒避難体制の強化を図り、実効性のある避難を確保すべき。
- 土砂災害の警戒避難は、指定緊急避難場所への避難を目指しつつも、それが困難になった際に備え比較的安全な避難場所を確保することや次善の策としての避難路、避難場所を考えた柔軟性のある計画をあらかじめ策定することを原則とするべき。
- 地区防災計画の作成や比較的安全な避難場所の確保等を支援するため、イエローゾーン内の相対的な土砂災害の被害リスクを評価できるよう検討するべき。評価手法の検討にあたっては、人命に係わることであり慎重に対応するべき。
- 土砂災害に関する避難勧告等の情報がイエローゾーン内の住民に確実に伝わるようプッシュ型を積極的に導入する等情報伝達手段を予め検討し、地区ごとの警戒避難体制を構築するべき。

② 土砂災害警戒情報の精度向上等

- 住民避難を呼びかける主体は市町村長であることに鑑み、市町村長が避難勧告を適時・適切に発令できるように土砂災害警戒情報の精度向上や土砂災害警戒情報を補う情報の改善などの技術開発・支援体制の強化を進めるべき。

③ 土砂災害警戒区域等の認知度の向上等

- 土砂災害警戒区域等の指定を早期に完了させるべき。また土砂災害の被害実態を蓄積し区域指定の精度向上を図るべき。
- 土砂災害の恐れがある箇所には、それを明示する看板等を現地に設置するなど住民が常日頃からリスクを意識できる取り組みを行うべき。
- レッドゾーンにある既存の建築物は、関係機関が連携し、所有者等による安全性の確認や補強・移転等の必要な安全対策が行われるよう促すべき。

④ 市町村の防災力向上の支援体制の構築

- 市町村の防災担当者や自主防災組織等の防災リーダーが土砂災害に関する知識等の取得を支援する体制を強化するべき。
- 防災体制、防災意識の啓発、避難訓練等について、先進的な自治体・地区の取り組みの事例や情報の他への利活用を促進するための協議会を設置するなどの体制を設けるべき。
- ハザードマップや土砂災害警戒情報等を利用して、避難等の防災行動に移れるように国や県による判断支援体制の強化やガイドライン等の充実を図るべき。

⑤ 地区防災計画と連携した砂防施設の整備

- 個別の状況を考慮した地区防災計画の策定を推奨し、それを活かして効果的に被害の防止軽減や避難路、避難場所の安全度を向上させるための砂防施設等の整備を積極的に進めるべき。

⑥ インフラ・ライフライン保全等の強化、土砂・洪水氾濫対策、気候変動への対応等

- 土石流や土砂・洪水氾濫等によるインフラ・ライフラインの被害や市街地の被害を踏まえ、これらを予防するための施設整備を強化するべき。
- 被災のおそれが高く地域への影響の大きな石積堰堤を調査し、改築・補強等の必要な対策を早急に取り組むべき。
- 気候変動による集中豪雨の増加に伴い、生産土砂量が增大する素因環境を有する地域の把握等、生産土砂量の推定手法や影響範囲の推定手法の高度化を図るべき。

都市浸水対策に関する検討会【概要】

- 平成30年7月豪雨の教訓を踏まえた都市浸水に関する課題を整理し、対策の方向性を速やかに示すとともに、課題解決に向けた諸施策の内容等の充実について議論を深めることを目的として、「都市浸水対策に関する検討会」を設置。
- 2回の審議を行い、12月に提言について、とりまとめ。

<課題及び論点>

- 内水氾濫等による浸水戸数の約9割が、下水道整備が途上である地区で発生。
- 内水被害の多くは、中小規模の都市で発生(浸水戸数の約7割)。
- 下水道整備が完了した地区でも、下水道の施設計画を超過する降雨により内水被害が発生。

論点Ⅰ. 浸水被害激化への対応

- 河川の氾濫等により下水道処理場やポンプ場等の下水道施設が浸水し、機能が停止。
- 下水道施設の機能停止がゼロメートル地帯で発生すれば、浸水が長期化するなど、社会経済活動への甚大な影響が懸念。

論点Ⅱ. 下水道システムの機能確保

<メンバー>

古米 弘明 東京大学大学院工学系研究科
水環境制御研究センター教授
尾崎 平 関西大学環境都市工学部都市システム工学科准教授
川池 健司 京都大学防災研究所附属流域災害研究センター准教授
小森 大輔 東北大学大学院工学研究科准教授

上記のほか地方公共団体の下水道担当課長等

<検討状況>

- 9月27日 第1回検討会
- ・平成30年7月豪雨の特徴と被害の概要について
 - ・平成30年7月豪雨で明らかになった事象と課題について
- 10月31日 第2回検討会
- ・浸水リスクを踏まえた課題の整理について
 - ・強化すべき施策について
 - ・提言(案)について
- 12月12日 提言(公表)

都市浸水対策に関する検討会【とりまとめ概要】

平成30年7月豪雨の教訓を踏まえ、今後さらに強化すべき施策を以下のとおり、とりまとめた。

I-1)
下水道整備の着実な推進

浸水戸数の約9割が下水道整備が途上である地区で発生した一方で、今回の豪雨災害においても下水道施設が浸水被害の防止や軽減に大きく貢献したことを踏まえ、**下水道による浸水対策を最大限推進**。

I-2)
関係部局との協働

下水道と河川が協働した施設整備や、ポンプ施設等の**ストックを最大限活用するための柔軟な運用**を推進。
まちづくり部局等と連携し、民間の貯留浸透施設などを活用した流出抑制対策を推進。

I-3)
市民等との協働

内水ハザードマップなど、下水道管理者から住民への**情報提供の充実**。
下水道管理者と住民が一体となった、**防災教育や防災訓練**を防災部局等と連携して実施。

I-4)
超過降雨対応の計画・設計

想定最大規模の降雨等における**浸水リスクを把握**し、計画対象降雨の再評価や施設計画の再評価など、**計画の検証・再評価**を推進。

II-1)
施設の耐水化等

内水氾濫のみならず、洪水・高潮・津波による下水道施設への影響を評価し、施設の耐水化や重要幹線の代替機能の確保等、**水害時の下水道システムの機能確保**に必要な対策を推進。

II-2)
下水道業務継続計画の充実

水害によって人的、施設の資源が不足した場合にも、円滑に対応するため、**水害時の下水道業務継続計画**を策定し、必要な備えを実施。

II-3)
浸水からの速やかな復旧

洪水等の発生時に氾濫により長期間の浸水が想定される地区について、速やかな復旧が出来るよう、**ハード・ソフトを組み合わせた雨水排水機能の維持**に必要な対策を検討。

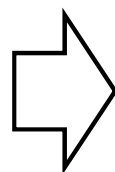
水防災意識社会を再構築する取組と7月豪雨における状況

- 事前の防災行動計画である「**タイムライン**」や河川の状況変化を伝える「**ホットライン**」の取組は、市町村の避難情報の発令に寄与したものの、逃げ遅れた住民が多数。
- 堤防整備などの「**被害を未然に防ぐハード対策**」や決壊までの時間を遅らせる「**危機管理ハード対策**」により、被害を軽減しているものの、人命への危険性が極めて高い地域での被害や、土砂・洪水氾濫等による複合的な災害、重要インフラの被災等が発生。
- 気候変動等による豪雨の頻発化・激甚化が懸念

これまでの主な取組と7月豪雨の状況

<主な取り組み>

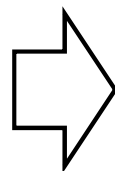
- ・タイムライン・ホットライン
- ・浸水想定区域の作成
- ・防災教育 等



<7月豪雨の状況>

- ・避難情報の発令に寄与
- ・住民の逃げ遅れが多数

- ・人命被害を未然に防ぐハード対策
- ・危機管理型ハード対策 等



- ・ハード対策により被害を軽減
- ・人命への危険性が極めて高い地域での被害
- ・大規模降雨時の複合的な災害の発生
- ・重要インフラ等の被災による被害の長期化
- ・気候変動等による、豪雨の頻発化・激甚化

大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について 答申(概要)

- 施設能力を上回る事象が発生するなかで、住民の「水災害の知識・認識を高め、主体的な行動に結びつけるためのソフト対策」と、住民の「避難の支援や、被害を未然に防ぐハード対策」が一体となった、人命を守る取組が必要。
- 被災後の早期復旧対策など社会経済被害を最小化する取組や、気候変動を踏まえた適応策等の研究の推進が必要。

施設能力を上回る事象が発生するなかで、人命を守る取組

<ソフト対策>

【災害の知識・認識を高める】

- 平時と災害時の**情報提供の連携**
- 平時に
リスク情報を提供
するエリアを拡大
- 災害時に
避難行動につながる
リアルタイム情報の充実

【主体的な行動に結びつける】

- 個人や企業の行動計画の作成。地域で支え合う共助の推進。
- 避難等の防災行動のハードルを下げる防災訓練の推進

<避難を支援するハード対策>

- 被災時のリスクの高い場所の**決壊までの時間を少しでも引き延ばすため堤防構造の工夫**
- 逃げ遅れた場合の**応急的な退避場所の確保**
- 避難場所や避難施設を保全する対策

<被害を未然に防ぐ事前のハード対策>

- 複合的な災害形態により生じる、**人命への危険性の高い地域の保全対策**
- 現行の**施設能力を上回る水災害への対応**

社会の経済被害の最小化や被災時の復旧・復興を迅速化する取組

- 社会経済被害の**最小化を図る対策**
- 被災後の**早期復旧対策**
- 地域ブロック単位で多くの機関が参画するタイムラインの作成と共有

気候変動等による豪雨の増加や広域災害に対する取組

- 気候変動への**適応策に関する技術検討**
- TEC-FORCEの**体制強化**
- 住民の**住まい方を改善**

技術研究開発の推進

- 様々な水災害リスクの評価手法の開発
- 洪水予測精度の向上
- 住民避難に資するリスク情報の高度化

大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について 答申(概要)

事前防災ハード対策

洪水氾濫、内水氾濫、土石流等が複合的に発生する水災害へのハード対策や、氾濫水の早期排水等の社会経済被害を最小化するハード対策の充実

○気候変動の影響による豪雨の増加も踏まえ、事前の防災対策を推進



・河道掘削や樹木伐採

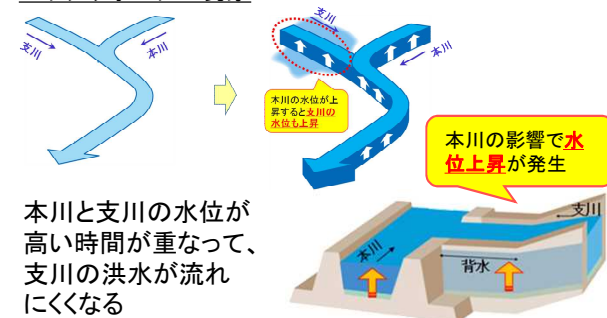


・砂防堰堤等の整備

○社会経済被害を最小化する対策の推進

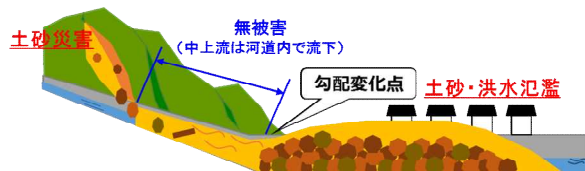
○長時間の降雨による洪水氾濫や内水氾濫、土石流等が複合的に発生する水災害への対策強化

・バックウォーター現象



・土砂・洪水氾濫

上流部の土砂災害により発生した大量の土砂が、洪水で河道を流下し、下流部において土砂が堆積して、河床を上昇させて土砂と洪水の氾濫が複合的に発生



避難確保ハード対策

災害が発生した場合でも、緊急的に避難できる場所の確保や避難経等が被災するまでの時間を少しでも引き延ばすハード対策の充実

○避難路や避難場所の安全を確保



・後付式の流木捕捉工や強靱ワイヤーネットを活用した緊急整備



・掘削土砂を活用した高台の整備

住民主体のソフト対策

住民が主体的な行動が取れるよう、個人の防災計画の作成や、認識しやすい防災情報の発信方法の充実

○地区単位で個人の避難計画の作成



マイ・タイムライン作成



避難経路の確認

○メディアの特性を活用し、情報発信の連携

情報量
少ない・簡易

プッシュ型の情報発信
(個人に強制的に届く情報)

・緊急速報メール(携帯電話、スマートフォン)
※生命に関わる緊急性の高い情報を特定エリアに配信

ブロードキャスト型の情報の発信
(不特定多数に届く情報)

・ニュース(テレビ、ラジオ)
・河川カメラの映像配信(テレビ、ケーブルテレビ)
・データ放送(テレビ、ケーブルテレビ)

プル型の情報の発信
(個人が知りたい情報を選択)

(パソコン、スマートフォン)
・国土交通省 川の防災情報等
・民間情報サイトにおける河川・防災情報の発信
・SNSを活用した河川・防災情報の発信

多い・詳細

○大規模氾濫減災協議会等へ利水ダムの管理者や公共交通機関等の多様な主体の参画

多層的な対策を一体的に取り組み、「水防災意識社会」の再構築を加速

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定

- 平成29年7月の関東・東北豪雨災害や、平成28年8月の台風等による中小河川での氾濫被害を受けとりまとめられた答申を踏まえ、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、各取組に関する方向性、具体的な進め方を取りまとめた「緊急行動計画」を平成29年6月20日に策定。
- 平成30年7月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受け、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組をさらに充実し加速するため、2020年度目途に取り組むべき「緊急行動計画」を平成31年1月29日に改定。
- 具体的には、人的被害のみならず経済被害を軽減させるための多くの主体の事前の備えと連携の強化、災害時に実際に行動する主体である住民の取組強化、洪水のみならず土砂・高潮・内水、さらにそれらの複合的な災害への対策強化等の観点により、緊急行動計画の取組を拡充。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

(1) 関係機関の連携体制

- ・国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置
- ・協議会に利水ダム管理者やメディア関係者など多様な関係機関の参画
- ・土砂災害への防災体制、防災意識の啓発などに関する先進的な取り組みを共有するための連絡会を設置

(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・要配慮者利用施設における避難確保：避難確保計画の作成を進めるとともにそれに基づく避難訓練を実施
- ・多機関連携タイムライン：多くの関係機関が防災行動を連携して実施することが必要となる都市部等の地域ブロックで作成
- ・防災施設の機能に関する情報提供：ダムや堤防等の施設の効果や機能、避難の必要性等に関して住民等へ周知等

② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・防災教育の促進：防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
- ・共助の仕組みの強化：地区防災計画等の作成促進、地域の防災リーダー育成を推進
- ・住民一人一人の適切な避難確保：マイ・タイムラインの作成等を推進
- ・リスク情報の空白地帯の解消：ダム下流部の浸水想定図の作成・公表、土砂災害警戒区域等の指定の前提となる基礎調査の早期完了等

③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型ハード対策：決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫を実施する箇所の拡充
- ・危機管理型水位計：災害時に危険性を確認できるよう、機能を限定した低コストの水位計を設置
- ・円滑な避難の確保：代替性のない避難所や避難路を保全する砂防堰堤等の整備
- ・簡易型河川監視カメラ：災害時に画像・映像によるリアルタイムのある災害情報を配信できるよう、機能を限定した低コストの河川監視カメラを設置等

(6) 減災・防災に関する国の支援

- ・計画的・集中的な事前防災対策の推進：事前防災対策として地方公共団体が実施する「他事業と連携した対策」「抜本的対策(大規模事業)」を支援する個別補助事業を創設
- ・TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化：大規模自然災害の発生に備えた初動対応能力の向上等

(3) 被害軽減の取組

① 水防体制に関する事項

- ・重要水防箇所の共同点検：毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(建設業者を含む)が共同して点検
- ・水防に関する広報の充実：水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施等

② 多様な主体による被害軽減対策に関する事項

- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達：各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実：耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有
- ・民間企業における水害対応版BCPの策定を推進等

(4) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善：国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水作業準備計画を作成
- ・排水設備の耐水性の強化：下水道施設、河川の排水機場について、排水機能停止リスク低減策を実施等

(5) 防災施設の整備等

- ・堤防等河川管理施設の整備：国管理河川において、洪水氾濫を未然に防ぐ対策を実施
- ・土砂・洪水氾濫への対策：人命への著しい被害を防止する砂防堰堤・遊砂地、河道断面の拡大等の整備
- ・多数の家屋や重要施設等の保全対策：樹木伐採、河道掘削等を実施
- ・本川と支川の合流部等の対策：堤防強化、かさ上げ等を実施
- ・ダム等の洪水調節機能の向上・確保：ダム再生を推進、ダム下流河道の改修、土砂の抑制対策
- ・重要インフラの機能確保：インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤、海岸堤防等の整備等

住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報共有プロジェクト概要

本プロジェクトでは、情報を発信する行政と情報を伝えるマスメディア、ネットメディアの関係者等が「水防災意識社会」を構成する一員として、それぞれが有する特性を活かした対応策、連携策を検討し、住民自らの行動に結びつく情報の提供・共有方法を充実させる6つの連携プロジェクトをとりまとめ実行する。

○プロジェクト参加団体

<マスメディア>

日本放送協会(NHK)、一般社団法人日本民間放送連盟
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
NPO法人気象キャスターネットワーク
エフエム東京
全国地方新聞社連合会
一般財団法人道路交通情報通信システムセンター(VICS)

<ネットメディア>

LINE株式会社、Twitter Japan株式会社
グーグル合同会社、ヤフー株式会社
NTTドコモ株式会社、KDDI株式会社
ソフトバンク株式会社

<行政関連団体>

一般財団法人マルチメディア振興センター(Lアラート)

<市町村関係者>

新潟県見附市

<地域の防災活動を支援する団体>

常総市防災士連絡協議会

<行政>

国土交通省水管理・国土保全局、道路局
気象庁

○会議の流れ

10月 4日 第1回全体会議
10月11日 第1回WG
10月24日 第2回WG
11月 8日 第3回WG
11月22日 第4回WG
11月29日 第2回全体会議



第1回全体会議
(平成30年10月4日)

○住民自らの行動に結びつける新たな6つの連携プロジェクト

～受け身の個人から行動する個人へ～

課題1 より分かりやすい情報提供のあり方は

A: 災害情報単純化プロジェクト～災害情報の一元化・単純化による分かりやすさの追求～

水害・土砂災害情報統合ポータルサイトの作成、情報の「ワンフレーズマルチキャスト」の推進、
気象キャスター等との連携による災害情報用語・表現改善点検

課題2 住民に切迫感を伝えるために何ができるか

B: 災害情報我がことプロジェクト～災害情報のローカライズの促進と個人カスタマイズ化の実現～

地域防災コラボチャンネル(CATV×ローカルFM)、新聞からのハザードマップへの誘導、
マイ・ページ機能の導入、テレビ、ラジオ、ネットメディア等が連携した「マイ・タイムライン」普及

C: 災害リアリティー伝達プロジェクト

～画像情報の活用や専門家からの情報発信など切迫感とリアリティーの追求～

河川監視カメラ画像の積極的な配信、専門家による災害情報の解説、
ETC2.0やデジタルサイネージ等を活用した道路利用者への情報提供の強化

D: 災害時の意識転換プロジェクト

～災害モードへの個々の意識を切り替えさせるトリガー情報の発信～

住民自らの避難行動のためのトリガー情報の明確化、緊急速報メールの配信文例の統一化

課題3 情報弱者に水害・土砂災害情報を伝える方法とは

F: 地域コミュニティ避難促進プロジェクト

～地域コミュニティの防災力の強化と情報弱者へのアプローチ～

登録型のプッシュ型メールシステムによる高齢者避難支援「ふるさとプッシュ」の提供、
「避難インフルエンサー(災害時避難行動リーダー)」への情報提供支援

上記課題を具体化させるために

E: 災害情報メディア連携プロジェクト

～災害情報の入手を容易にするためのメディア連携の促進～

テレビ・ラジオ・新聞からのネットへの誘導(二次元コード等)、ハッシュタグの共通使用、
公式アカウントのSNSを活用した情報拡散

地域防災コラボチャンネルの普及促進

ケーブルテレビ事業者が有する地域密着性というメディア特性を活かして、コミュニティFM等のラジオ放送からの音声放送や国土交通省の河川監視カメラ映像とのコラボレーション放送により、より身近な地域の防災情報を住民に届け、的確な避難行動につなげる。

コミュニティFM(●●地域防災放送)

音声放送

音声放送

ケーブルテレビ局
はLアラート等
を用い情報配信

●●地区に避難準備情報が発令
左下の二次元コードで●●地区のハザードマップをチェック

●●
地域水害・
土砂災害情報



国交省からの
河川監視カメラ
映像配信

国土政策局からの情報提供

1. 災害対策等緊急事業推進費 p1~p4
2. 社会資本整備総合交付金（広域連携事業） . . p5~p13
3. 官民連携基盤整備推進調査費 p14~p17



災害対策等緊急事業 推進費の概要

[平成31年度版]



国土交通省 国土政策局
広域地方政策課 調整室

災害対策等緊急事業推進費とは

自然災害により被災した地域や重大な交通事故が発生した箇所等において、事業主体（地方公共団体等）からの申請を受けて、緊急に再度災害防止対策（災害対策）や事故の再発防止対策（公共交通安全対策）を行う公共事業に配分する予算です。

【予算】 平成31年度 136.86億円（国費ベース）

【実施主体】 国（直轄事業）、都道府県・市町村等（補助事業）

【配分時期】

区分	募集期間（予定）	配分時期（予定）
第1回	4月1日～5月8日	6月下旬
第2回	5月9日～7月下旬	9月中旬
第3回	8月上旬～10月上旬	11月中旬

※ 要求書の申請状況、事業所管部局との調整状況、財務省との協議状況によっては配分スケジュールの時期等が変わる場合がある。

※ 上記のほか、甚大な被害を伴う災害や事故が発生した場合は、適宜緊急配分を検討。

※ 気象条件や用地交渉等やむを得ない事情が発生した場合は、明許繰越も可能。

災害対策

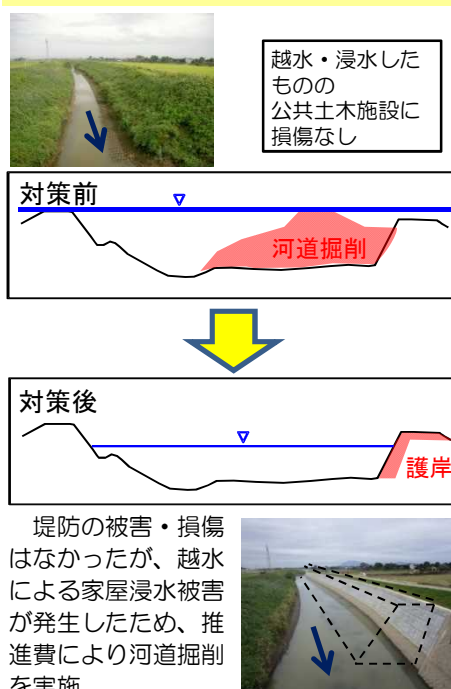
特徴1：災害復旧事業では対応しきれない場合の対策が可能です。

① 災害復旧事業にあわせて、公共土木施設の防災機能の強化・向上を行う対策



被災した護岸を災害復旧事業による原形復旧にあわせて、推進費により高上げを実施。

② 地域は被災したものの、公共土木施設に被害・損傷がない場合の対策



堤防の被害・損傷はなかったが、越水による家屋浸水被害が発生したため、推進費により河道掘削を実施。

③ 災害復旧事業の対象とならない自然災害により被災した場合の対策



災害復旧事業の対象とならない風化・劣化による崖崩れで通行止めが発生したため、推進費により法面对策を実施。

公共交通安全対策

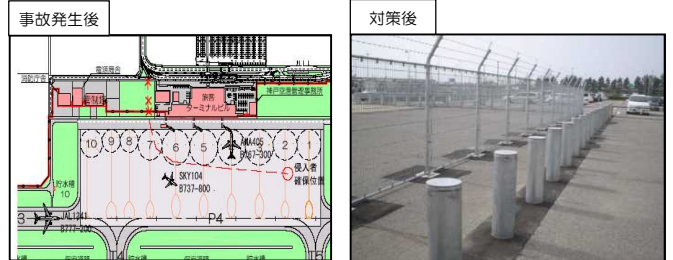
特徴2：交通インフラにおける重大事故への対策が可能です。

① 死傷者を伴い社会的影響の大きい事故への対策



下りが連続する国道で速度超過により発生した死亡事故を受けて、危険箇所道路情報提供装置を設置。

② 全国的な緊急点検の起因となった想定外の事故への対策



複数の空港において発生した人及び車両の不法侵入を受けて、全国点検の結果、14空港で鋼管製車止め及びフェンスのメッシュ化を実施。

特徴3：幅広い事業分野（直轄及び補助）に配分することが可能です。

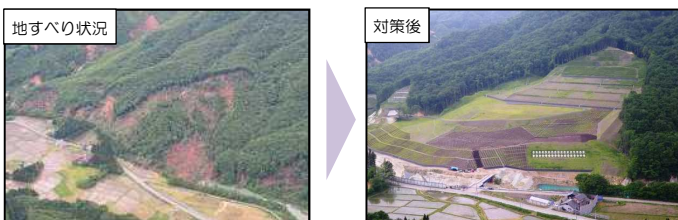
国土交通省（河川、地すべり、砂防、海岸、道路、港湾、空港、下水道、公園、都市防災、公営住宅、鉄道、船舶交通等）

農林水産省（農業農村整備、海岸、地すべり、治山、森林、漁港、水産基盤等）

厚生労働省（水道施設、水資源開発）

経済産業省（工業用水道）

治山事業（林野庁所管）の事例



<被害>
地震に伴う大規模地すべりにより斜面が崩壊し、河川閉塞が発生。

<対策>
アンカー工による地すべり対策を実施。

港湾事業の事例



<被害>
発達した低気圧に伴う高波浪により、導流堤基礎部が洗掘され倒壊。

<対策>
災害復旧事業による原形復旧にあわせて、石かごによる補強を実施。

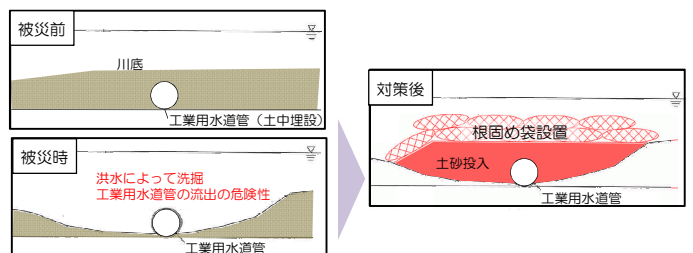
海岸保全事業（水産庁所管）の事例



<被害>
冬期風浪に伴う高波により護岸が倒壊し、背後集落に死傷者や家屋損壊が発生。

<対策>
護岸の高上げや集落沿いに護岸を設置。

工業用水道事業（経産省所管）の事例



<被害>
台風の豪雨により川底が洗掘され、工業用水道管が露出して流出の危険があるので、取水停止を実施。

<対策>
管理設上部について、根固め袋による補強を実施。

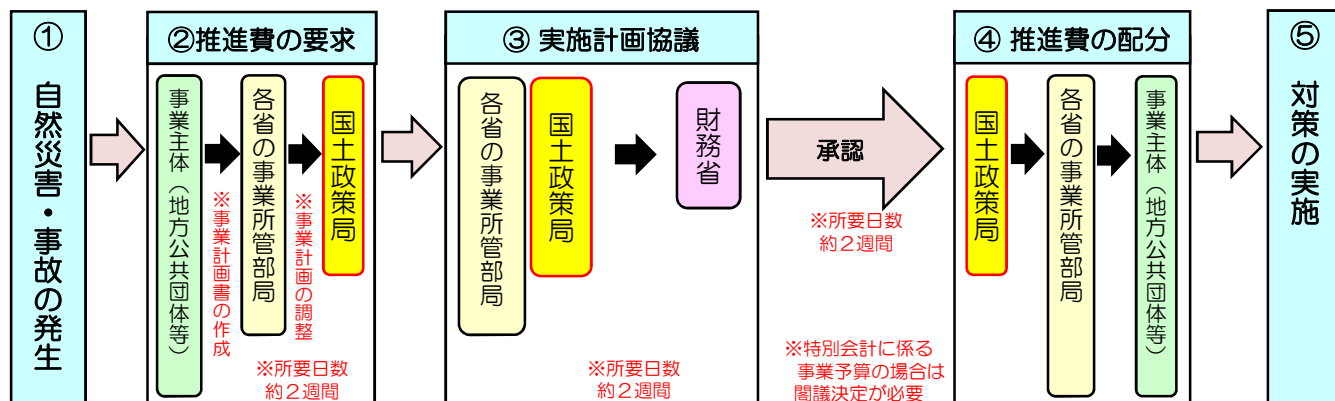
<参考> 主な実施事業と国庫補助率等

実施する対策内容や国庫補助率は、各省庁で定められた対象事業の規定に従います。
(本予算による特別な優遇措置はありません。)

事業分野	主な実施事業	参考 (内地の主な補助率・負担率)
河川 道路 海岸 港湾 公園 農業農村整備 治山 水産基盤	河川改修事業、流域治水対策事業、 河川激甚災害対策特別緊急事業、河川災害復旧等関連緊急事業 道路更新防災等対策事業 海岸保全施設整備事業 港湾事業 都市公園災害対策事業 農業農村整備事業 治山事業 水産基盤整備事業	1/2 (補助)
河川 砂防 海岸 港湾	河川改修事業、河川激甚災害対策特別緊急事業、 河川災害復旧等関連緊急事業 特定緊急砂防事業 海岸保全施設整備事業 港湾改修事業	2/3 (直轄)
船舶交通 治山	船舶交通安全基盤整備事業 国有林野内治山事業	10/10 (直轄)

※ 対象事業の詳細は「災害対策等緊急事業推進費取扱要領」別表1及び別表2に記載（ホームページ参照）

配分の流れ



○ 制度の活用を検討するにあたり、ご不明な点等ございましたら、下記の担当までご相談ください。

国土交通省 国土政策局 広域地方政策課 調整室

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番2号中央合同庁舎2号館12階
TEL：03-5253-8360（直通）
FAX：03-5253-1572

※国土交通省ホームページにも情報を掲載しています。

(ホーム >> 政策・仕事 >> 国土政策 >> 災害対策等緊急事業推進費)

http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudokeikaku_tk4_000002.html

《平成31年度版》

社会資本整備総合交付金（広域連携事業）の概要

平成31年度

国土政策局 広域地方政策課 広域制度企画室

事業の趣旨

広域にわたる人や物の流れを活発にする民間等の諸活動を支える地域活性化のための基盤整備事業等を、民間等の動きに合わせてタイミング良く効率的に実施するための事業

【制度概要〔社会資本整備総合交付金（広域連携事業）〕】

(1) 根拠法：広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号）

(2) 交付対象：都道府県（市町村等への間接交付も可）

(3) 対象事業：**複数都道府県が連携して作成する広域的な地域活性化基盤整備計画（社会資本整備総合計画に記載）**に基づく基盤整備事業等

① 基幹事業：広域的特定活動を推進するために必要な基盤整備事業 ※

○ ※都道府県が実施する道路、鉄道、空港、港湾、公園、下水道、河川、住宅等及び提案事業

② 関連社会資本整備事業：基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備事業

③ 効果促進事業：基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等

④ 社会資本整備円滑化地籍整備事業：基幹事業に先行又は併せて実施する国土調査法

第6条の4第1項に規定する地籍調査であって、

社会資本整備の円滑化に資するもの

(4) 交付期間：3～5年程度

(5) 交付率：①基幹事業 = 最大45%

②③④関連事業 = 個別の法令に規定がある場合以外は1/2

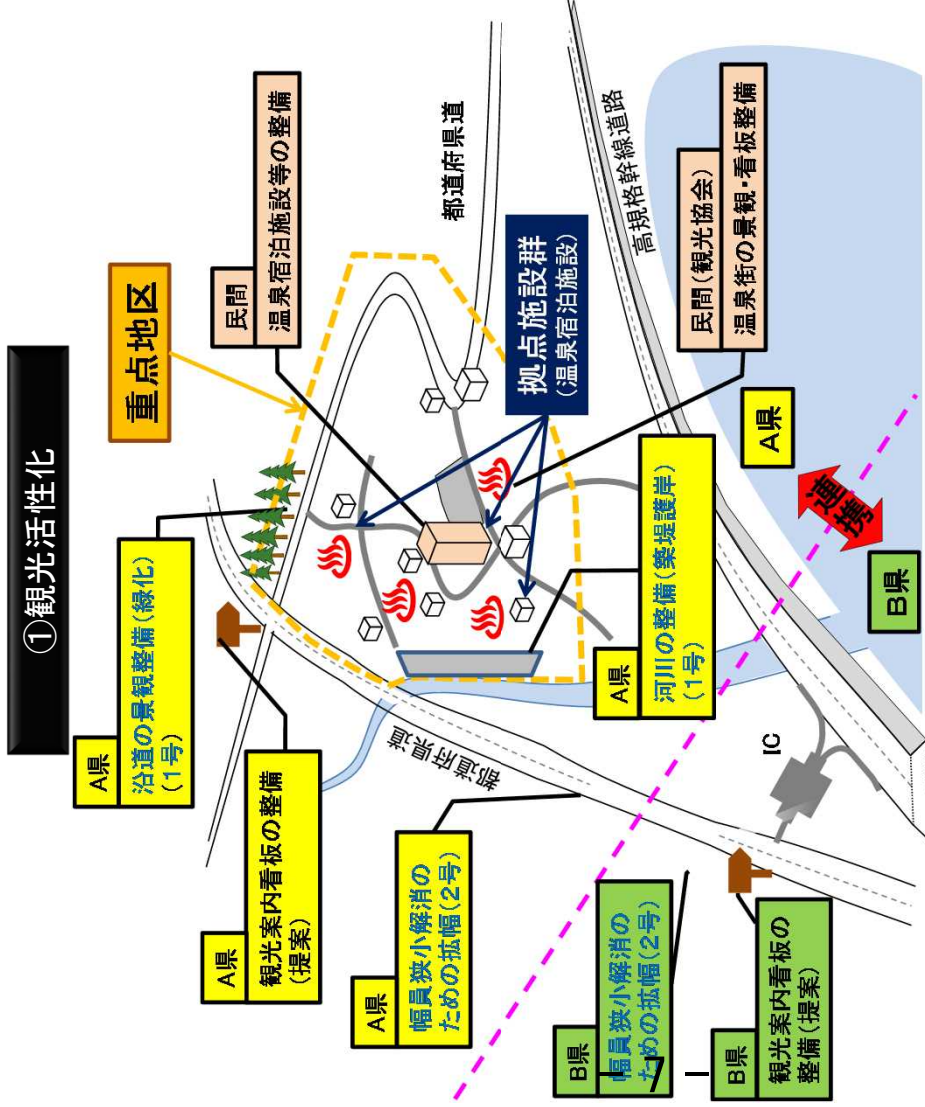
(6) その他：・整備計画全体をパッケージで採択

・整備計画内の他事業に国費の流用可

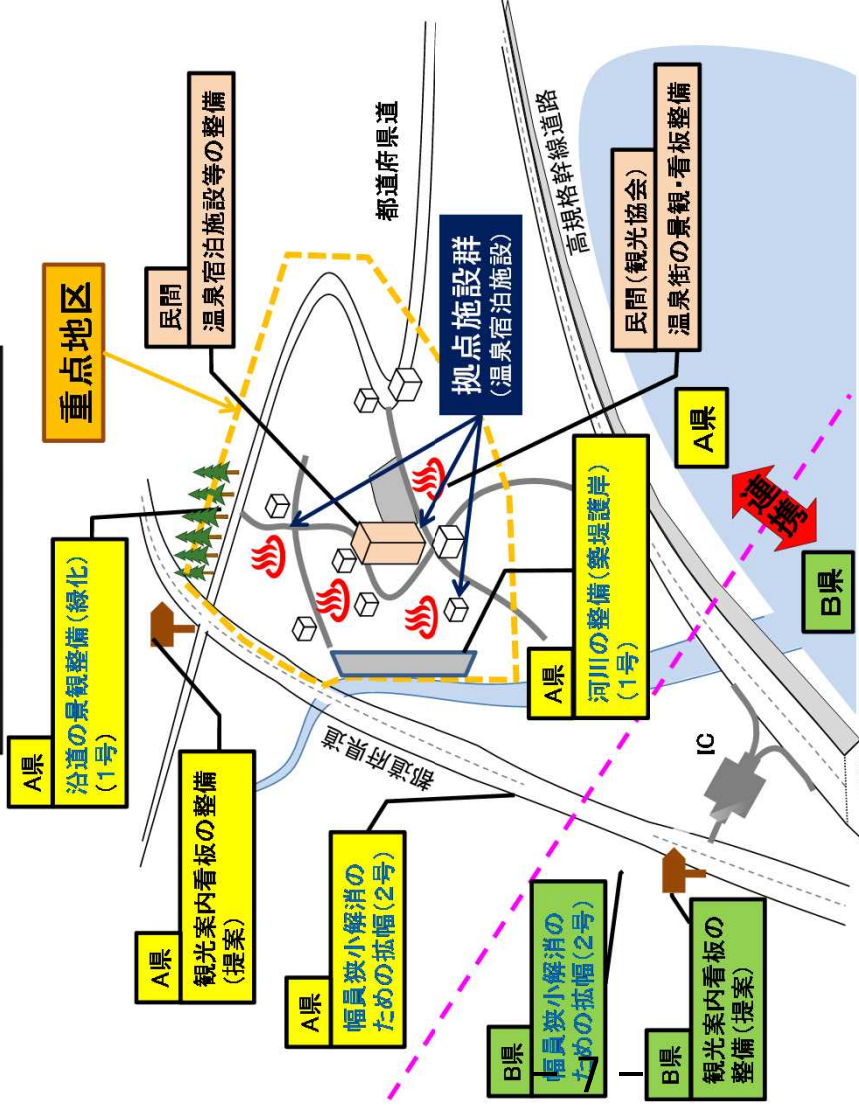
・年度途中に事業費が変更となった場合、年度間で国費率の調整可

・都道府県自らが目標を設定し、事後評価・公表

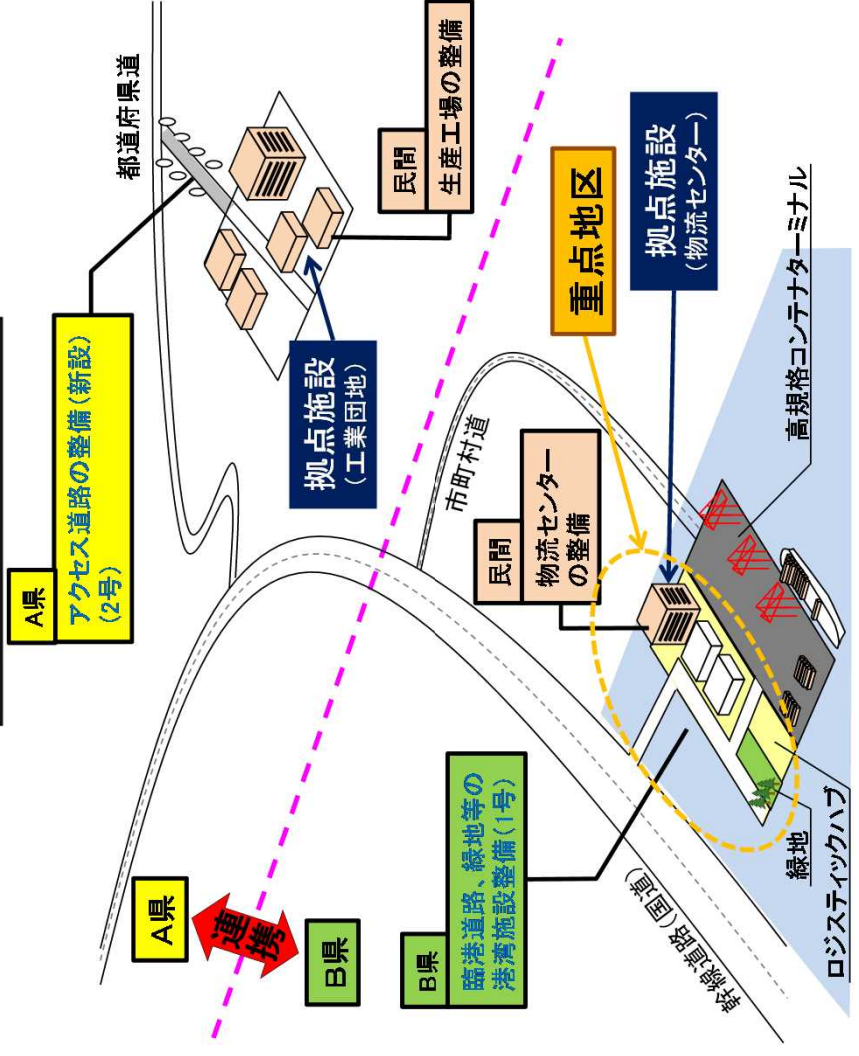
社会資本整備総合交付金（広域連携事業）の実施イメージ



①観光活性化



②生産・物流機能の強化



■1号事業・・・道路、鉄道、空港、港湾、都市公園、下水道、河川、住宅、土地区画整理等

⇒拠点施設の整備を特に促進することが適当と認められる地区(重点地区)の区域における民間事業者その他の者による拠点施設の整備に関する事業の施行に關連して当該事業と一体的に実施することが必要となる事業(法2条3項1号)

■2号事業・・・道路、鉄道、空港、港湾

⇒拠点施設において行われる広域的特定活動に伴う人の往来又は物資の流通に対応するために必要な事業(法2条3項2号)

■提案事業・・・1号・2号事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務(法5条2項3号)

広域的特定活動・拠点施設の種類の種類

広域的特定活動 (法第2条第1項、省令第1条・第2条)	拠点施設 (法第2条2項、省令第3条)
国際的又は全国的な規模の会議、研修会、見本市又はスポーツの競技会の開催 (第1号イ)	会議場施設、研修施設、見本市施設、スポーツ施設(第1号)
国際観光地その他の主要な観光地において行われる次に掲げる活動(第1号ロ) <ul style="list-style-type: none"> (1) 観光旅客に対する観光案内、宿泊その他の役務の提供に関する事業活動(相当数の事業者により行われるものに限る) (2) 文化的資産の展示又は伝統芸能の公演 	一団地の観光施設(第2号) 教養文化施設(第3号) 教育施設(第4号)
高等教育の段階における教育活動(第1号ハ)	工業団地、研究開発施設(第5号)
国際的又は全国的な規模の工業製品の製造に関する事業活動(相当数の事業者により行われるものに限る。)又は共同研究開発(第1号ニ)	国土交通省令で定める活動の種類ごとに国土交通省令で定める施設(第6号)
以下に類するもので国土交通省令で定める活動(第1号ホ)	教養文化施設、スポーツ施設、その他、左の催しがい 実施される施設(省令第3条第1号)
(1) 博覧会、芸術の発表会、芸能及びスポーツの興業、祭礼その他の催しであって国際的又は全国的な規模又は知名度を有するものの実施(省令第1条第1号)	交流施設、集会施設、 体験学習施設(省令第3条第2号)
(2) 二地域居住や農山漁村への移住促進活動、我が国若しくは地域の固有の自然、文化等に関する体験の機会を提供する活動(省令第1条第2号)	商業施設 事業場として相当数の事業者が利用するための施設 医療施設(省令第3条第3号)
(3) 広域的地域活性化を図る上で中核となる商業若しくはサービス業に係る事業活動(相当数の事業者により行われるものに限る。)又は高度かつ専門的な医療活動(省令第1条第3号)	流通業務施設(省令第3条第4号)
(4) 国際的又は全国的な規模の物資の流通に係る事業活動(相当数の事業者により行われるものに限る)(省令第1条第4号)	活動の拠点として国土交通大臣が認めるもの (省令第3条第5号)
(5) 前各号に掲げるもののほか、当該活動が行われる地域外の広域からの来訪者を増加させ、又は当該広域にわたる物資の流通を促進する効果が高く、都道府県における広域的な地域活性化を図る上で中核となる活動として国土交通大臣が認めるもの(省令第1条第5号)	交通施設、 流通業務施設(省令第3条第6号)
法第2条第1項第1号に規定する活動を行う者又は同号に規定する来訪者の利便を増進する貨客の運送に関する事業活動であって国土交通省令で定めるもの(第2号)	

□ 拠点施設関連基盤施設整備事業（法第2条第3項）

- 第1号で規定される事業
 - ・ 下表の事業であって、**拠点施設の整備を特に促進することが適当と認められる地区（重点地区）**における民間事業者その他の者による**拠点施設の整備に関する事業の施行に関連して当該事業と一体的に実施することが必要となるもの**
- 第2号で規定される事業
 - ・ 拠点施設において行われる**広域的特定活動に伴う人の往来又は物資の流通に対応するために必要な第1号イ～ニ及びイ又（軌道施設の建設又は改良に関する事業のみ（省令第5条））**の事業

拠点施設関連基盤施設整備事業（法第2条第3項）	
第1号イ	一般国道【道路法第3条第2号】、都道府県道【道路法第3条第3号】の新設、改築又は修繕に関する事業
第1号ロ	鉄道施設の建設又は改良に関する事業【鉄道事業法第8条第1項】
第1号ハ	地方管理空港【空港法第5条第1項】における滑走路等の新設若しくは改良又は空港用地の造成若しくは整備の工事【空港法第8条第1項】等
第1号ニ	港湾施設（水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設等）又は港湾環境整備施設の建設又は改良に関する事業【港湾法第2条第5項、第12条第1項第11号の3】
第1号ホ	都市公園の新設又は改築に関する事業【都市公園法第2条第1項】
第1号ヘ	公共下水道【下水道法第2条第3項】、流域下水道【下水道法第2条第4項】又は都市下水道【下水道法第2条第5項】の設置又は改築に関する事業
第1号ト	一級河川【河川法第4条第1項】の改良工事若しくは修繕又は二級河川【河川法第5条第1項】の改良工事に関する事業
第1号チ	公営住宅【公営住宅法第2条第1項第5号】の建設等若しくは共同施設の建設等に関する事業等
第1号リ	土地区画整理事業【土地区画整理法】又は市街地再開発事業【都市再開発法】
第1号ヌ	省令第4条で定める事業 ・ 軌道施設の建設又は改良に関する事業【軌道法】 ・ 河川環境の整備に関する事業で国土交通大臣が定めるもの ・ 住宅施設の整備又は住宅市街地の整備改善に関する事業で国土交通大臣が定めるもの

広域的地域活性化のための基盤整備に関する基本的な方針（平成28年1月28日）

□ 基本的方向

- 広域的な行政主体である都道府県が、民間活動の状況・動向を的確に把握しつつ、国、市町村、民間事業者、関係都道府県と協調・連携し、具体的な民間プロジェクトと時期を合わせ、公共施設を総合的かつ重点的に整備する取組を推進する。

□ 拠点施設の選定及び重点地区の設定

- 広域的地域活性化計画は、広域的地域活性化のために促進すべき民間活動等の基盤として実施すべき事業、整備すべき施設を特定するためのもの。
- 広域からの来訪者を増加させ、又は物資の流通を促進する効果が高いものを広域的特定活動と定める。
- 拠点施設は広域的な活動の基盤として十分な機能を有する限り整備主体は（官民）問わず、既存の施設も位置づけ可能。
- 当該施設において広域特定活動が活発に、かつ継続的に行われるよう、十分に確認することが肝要。
- 拠点施設及び重点地区は、都市における重要な機能を担うものであるため、設定する場合は都市機能の無秩序な拡散を招かないように十分配慮するとともに、地域の目指すまちづくりの実現に資するようにつとめること。

□ 拠点施設関連基盤施設整備事業（いわゆる要素事業）

- 民間のニーズに柔軟に対応して、必要となる複数の基盤整備事業を都道府県が一体的かつ機動的に進めることができるよう、国が計画を一括採択して都道府県に交付するもの。
- 計画記載事業に対しては、進捗状況に応じて国費を自由に充当でき、ハード事業のみに限らずソフト事業にも一定割合で充当できるため、都道府県の裁量による柔軟な事業執行が可能。
- 一事業あたりの規模が小さくても、民間の諸活動を支えるために必要なインフラのスポット的整備や隘路の解消など、交付金の活用が有効なケースがあると考えられる。

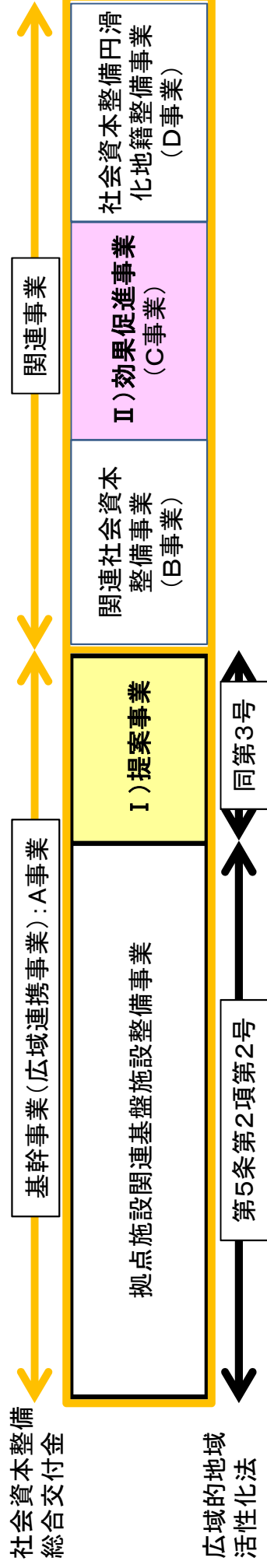
□ 広域活性化計画の作成

- 計画期間はおおむね3年から5年が適切。
- 広域活性化計画の作成にあたっては、統計的なデータや地域住民や企業のニーズ等を客観的に把握・分析すること。
- 広域活性化計画の作成から実施に至るまで、関係市町村や民間事業者、関係行政機関等と十分な連携・調整を図ること。

□ 評価

- 事業等の客観性及び透明性を確保するため、広域活性化計画の実施による効果について適切な評価を実施・公表し、わかりやすい方法で確認することができるようにすること。

社会資本整備総合交付金（広域連携事業）の提案事業と効果促進事業の関係



I) 提案事業：広活法

拠点施設関連基盤施設整備事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務法第5条第2項第3号に位置づけられるものであり、社会資本整備総合交付金は基幹事業である。

→ 広域活性化計画に記載することが必要（社会資本総合整備計画では広域連携事業（基幹事業）として規定※）

※広域連携事業活用調査（交付対象事業の活用等に関する調査等）

広域連携推進事業（情報収集・提供活動、社会実験等）

広域連携基盤整備支援事業（目標を達成するために必要な事業等）

→ 交付率：最大45%

→ 事業活用調査、社会実験、社会実験、定住促進事業、地域交流連携活動等、地域交流センター等の関連施設整備等（以上、技術的助言）

II) 効果促進事業：交付要綱

社会資本総合整備計画の目標を実現するため基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等

→ 交付率：個別の法令に規定がある場合以外は1/2

→ 以下は除く

- ① 交付金事業者の運営に必要な人件費等
- ② 交付対象の地公体の区域を著しく越える公共交通機関に係る事業
- ③ レクリエーションに関する施設の整備事業
- ④ 社会資本総合交付金交付要綱付属第Ⅱ編第2章第2の表に定める事業等

なお、広域連携事業の性格上、効果促進事業は認められない（提案事業として位置づけ）
同じく関連社会資本整備事業として認めうるのは海岸事業、砂防事業のみ。

H31社会資本整備総合交付金（広域連携事業）「配分の考え方」

社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金における配分の考え方（抄）

1.1 広域連携事業

H30.12.26付 交付金室事務連絡「社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金における重点配分対象（「配分の考え方」）について」より

社会資本整備総合交付金における広域連携事業においては、広域にわたる人の往来、物資の流通を通じて、地域の活性化を図るとの考えの下、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行うこととする。

【社会資本整備総合交付金】

① 広域的な地域の活性化に寄与し、地域の個性及び特色の伸長を図り、全体として大きな効果が得られる以下の事業

- ・ 広域的な地域の活性化法第2条第3項第1号の事業
- ・ 広域的な地域の活性化法第2条第3項第2号の事業のうち、以下に掲げる事業
 - 民間事業者による拠点施設（広域的な地域の活性化法第2条第2項に規定する拠点施設をいう。以下同じ。）の整備（施設の新築、建替、改築若しくは大規模な改装又は大規模な設備投資をいう。）と連携して広域的な観光を促進する活動、国際的又は全国的な規模又は知名度を有する催しに係る活動その他広域からの来訪者を増加させる効果が高い活動を促進し、かつ、拠点施設間の最も主要な幹線道路のポトルネックを解消する事業
 - 物流総合効率化法に基づく認定総合効率化計画と連携して拠点施設における広域的な経済活動を促進する事業

整備計画の目標例

拠点施設における当該一の都道府県外からの観光入込客数の増加
当該一の都道府県の区域を越える物資の流動量の増加

（参考）社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

- ・ 民間投資を誘発する観点から、民間事業者との連携を強化し、官民の関係者から成る協議会等を通じ、民間事業者等の利用者のニーズを把握しつつ、民間投資の具体的な内容に応じた優先度や時間軸の調整を図るなど、利用効果の高い事業に重点的に取り組む

② 半島振興対策実施地域において、自立的発展・活性化等に向けた取組の推進に資する事業

整備計画の目標例

半島地域における観光入込客数の増加

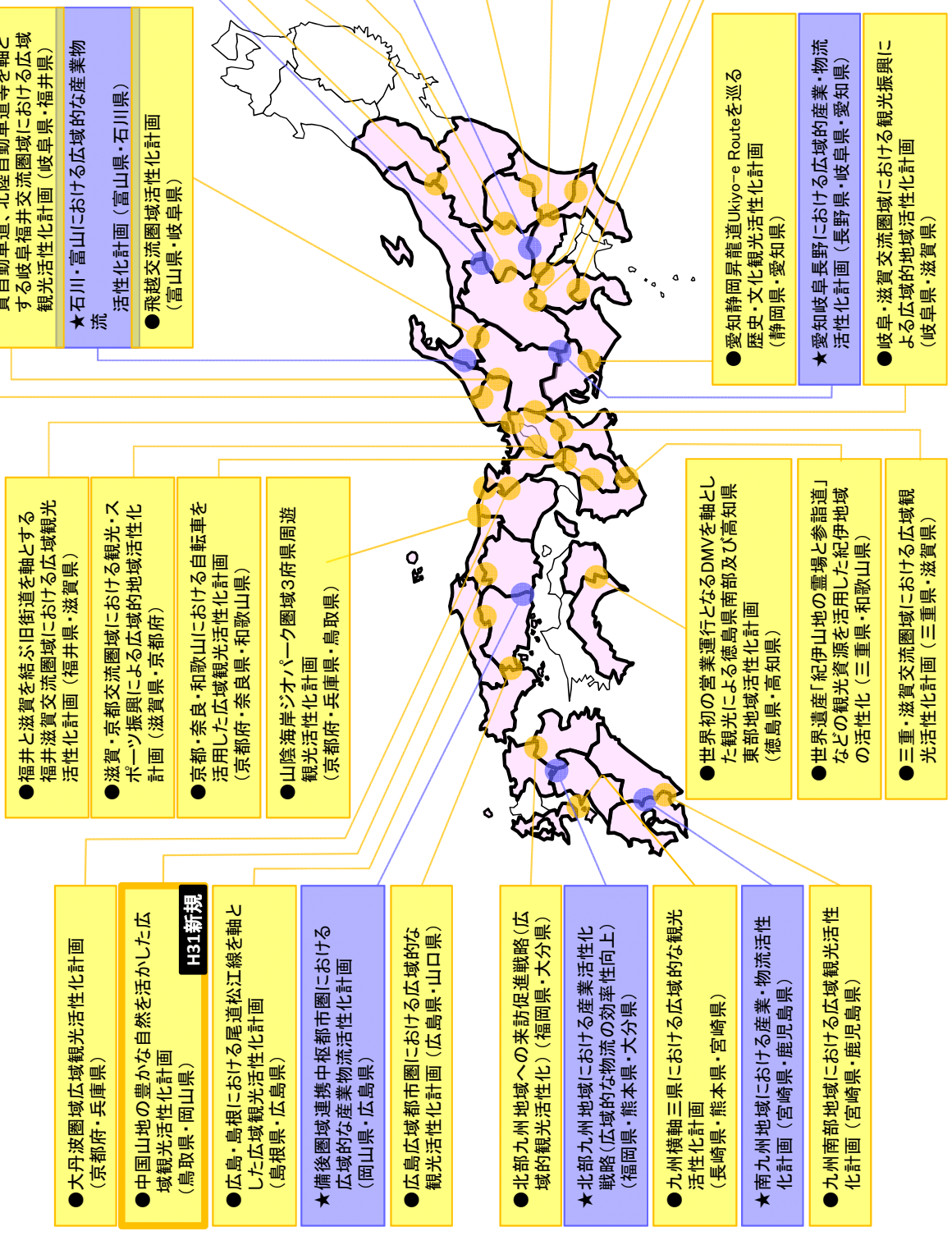
（参考）社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

- ・ 離島・半島・豪雪地域等の条件不利地域における地域特性に即した自立的発展・活性化等に向け、計画期間にかかわらず、今後とも効果的な取組を弛まず着実に進めていく

H31社会資本整備総合交付金（広域連携事業）計画一覧

太枠：H31新規

【35計画名77計画数】(H31.4)
 ●：広域観光の活性化(28計画名 60計画数)
 ★：広域産業の活性化(7計画名 17計画数)



●大丹波圏域広域観光活性化計画
(京都府・兵庫県)

●中国山地の豊かな自然を活かした広域観光活性化計画
(鳥取県・岡山県)

●広島・島根における尾道松江線を軸とした広域観光活性化計画
(島根県・広島県)

★備後圏域連携中枢都市圏における広域的な産業物流活性化計画
(岡山県・広島県)

●広島広域都市圏における広域的な観光活性化計画
(広島県・山口県)

●北部九州地域への来訪促進戦略(広域的観光活性化) (福岡県・大分県)

★北部九州地域における産業活性化戦略(広域的な物流の効率性向上)
(福岡県・熊本県・大分県)

●九州横軸三県における広域的な観光活性化計画
(長崎県・熊本県・宮崎県)

★九州地域における産業・物流活性化計画
(宮崎県・鹿児島県)

●九州南部地域における広域観光活性化計画
(宮崎県・鹿児島県)

●高速交通ネットワークを軸とした石川～福井における広域観光活性化計画
(石川県・福井県)

●福井と岐阜を結ぶ美濃街道、中部縦貫自動車道、北陸自動車道を軸とする岐阜福井交流圏域における広域観光活性化計画
(岐阜県・福井県)

★石川・富山における広域的な産業物流活性化計画
(富山県・石川県)

●飛越交流圏域活性化計画
(富山県・岐阜県)

●福井と滋賀を結ぶ旧街道を軸とする福井滋賀交流圏域における広域観光活性化計画
(福井県・滋賀県)

●滋賀・京都交流圏域における観光・スポーツ振興による広域的観光活性化計画
(滋賀県・京都府)

●京都・奈良・和歌山における自転車を活用した広域観光活性化計画
(京都府・奈良県・和歌山県)

●山陰海岸ジオパーク圏域3府県周遊観光活性化計画
(京都府・兵庫県・鳥取県)

●世界初の営業運行となるDMVを軸とした観光による徳島県南部及び高知県東部地域活性化計画
(徳島県・高知県)

●世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」などの観光資源を活用した紀伊地域の活性化
(三重県・和歌山県)

●三重・滋賀交流圏域における広域観光活性化計画
(三重県・滋賀県)

★上信越地域における広域的産業・物流活性化計画
(群馬県・長野県・新潟県)

●山形福島新潟広域観光活性化計画
(山形県・福島県・新潟県)

●群馬・長野における豊かな環境を活かした多様な広域周遊観光計画
(群馬県・長野県)

●栃木・群馬における魅力的な資源を活かした広域的観光活性化計画
(栃木県・群馬県)

★高規格道路(北関東・関越・圏央・東北)沿線地域における広域的産業・物流活性化
(群馬県・埼玉県)

●茨城栃木交流圏域における観光振興による広域的観光活性化
(茨城県・栃木県)

●圏央道・新国道4号を軸とした茨城埼玉・交流圏域活性化計画
(茨城県・埼玉県)

●千葉茨城交流圏域における観光振興による広域的観光活性化
(茨城県・千葉県)

●山梨埼玉広域観光活性化計画
(埼玉県・山梨県)

●甲信地域広域的観光活性化計画
(山梨県・長野県)

●世界遺産「富士山」を中心とした山梨静岡交流圏域活性化計画
(山梨県・静岡県)

H31新規

官民連携基盤整備推進調査費のご案内

－ 官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業 －

調査費の概要

1. 民間活動に合わせた自治体の基盤整備検討の機動的な支援です！

- 民間事業活動と一体的に実施する基盤整備の事業化検討について、地方公共団体に対して、調査費補助を行っています。（補助率1/2）

2. 様々な分野の基盤整備の事業化検討が実施可能です！

- 国土交通省所管（道路、港湾、河川、公園、市街地整備等）の社会資本整備事業の事業化を検討するための調査を実施できます。

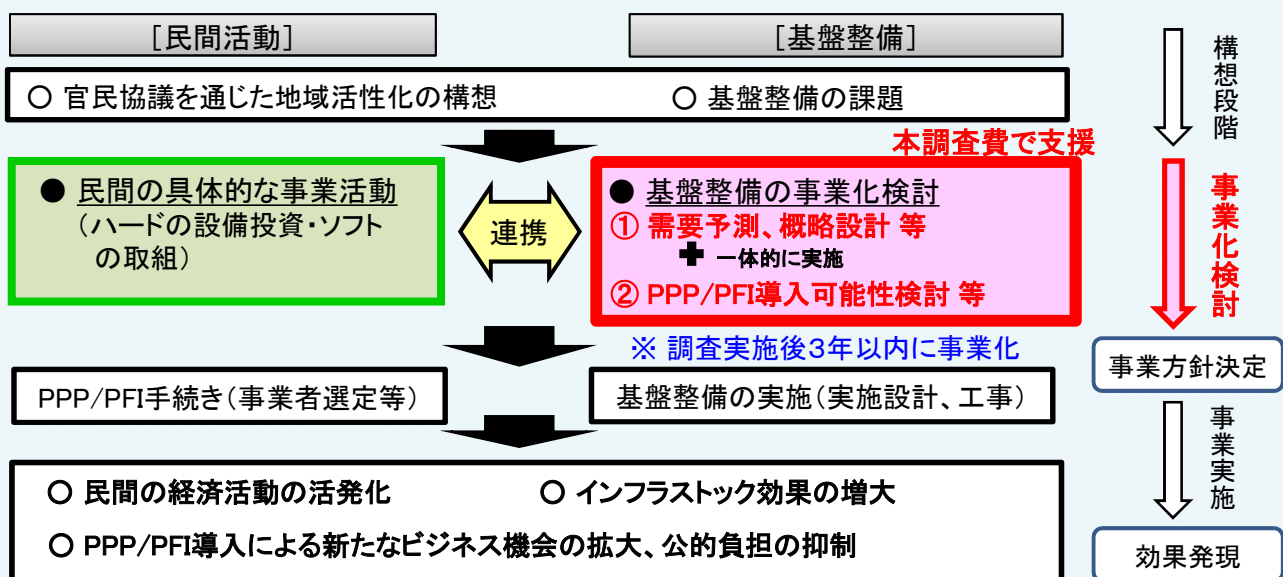
（例）基礎データ収集、需要予測、概略設計、整備効果検討等

3. 事業化検討と合わせてPPP/PFI導入検討も実施可能です！

- 基盤整備の事業化検討と合わせて、PPP/PFI導入可能性検討や具体的事業手法の選定などの調査も実施できます。

（例）PPP/PFI手法の選定、官民の業務分担、VFMの算定等

調査費の活用の流れ



（注）本資料は、平成31年度予算成立後、速やかに事業を開始できるように予算成立前に募集手続きを行うためのものです。したがって、平成31年度予算の国会における成立が前提であり、国会における予算審議の状況によっては、事業内容等を変更することがあり得ることをあらかじめご了承ください。

調査費の活用事例（イメージ）

◆広域的な観光拠点形成の促進に係る調査

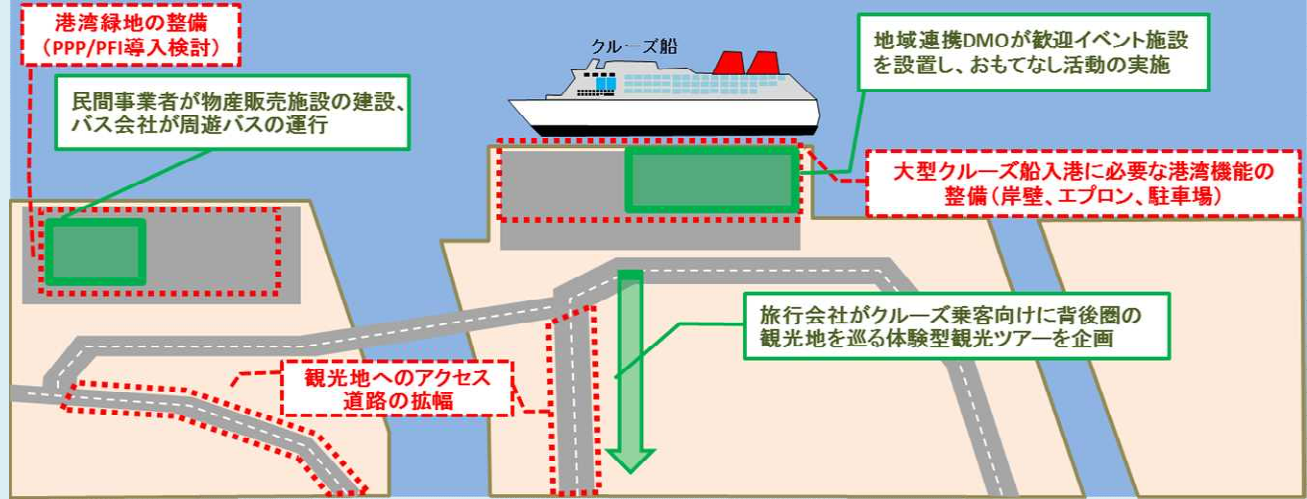
凡例

- 必要な基盤整備
- 民間の投資、活動等

事例①：大型クルーズ船受入のための港湾施設整備の検討

調査目的

大型クルーズ船の寄港に向けた民間事業者による新規観光ツアーの企画や賑わい施設の整備とあわせて、背後圏の様々な観光地と連携し、広域周遊観光を促進するためのゲートウェイとなる港湾整備が必要



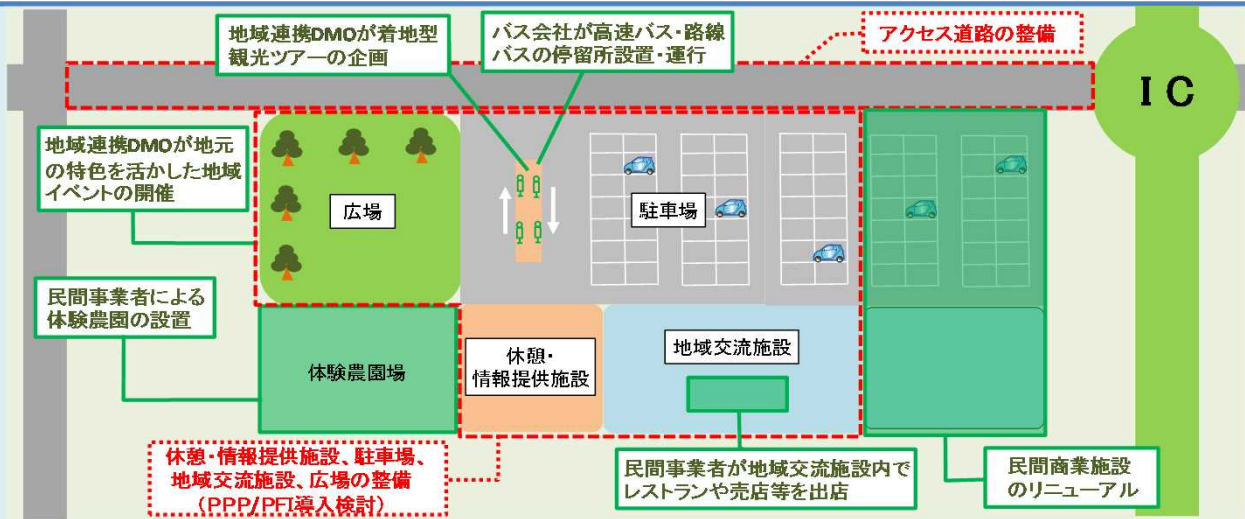
本制度において補助対象となる調査項目例

- ① 広域観光拠点の形成に向けた港湾施設整備に係る需要調査
 - ② 大型クルーズ船寄港に必要な港湾機能の検討
 - ③ ①②の調査結果を基に岸壁、エプロン、駐車場、アクセス道路、港湾緑地の概略設計
 - ④ 港湾緑地の整備・管理運営に係るPPP/PFI導入可能性検討
- 等

事例②：地域活性化の拠点となる「道の駅」整備の検討

調査目的

高速道路の開通に向けた民間商業施設のリニューアルや地域連携DMOによる着地型観光ツアーの実施等とあわせて、地域交流施設・駐車場・広場等を整備し、広域周遊観光拠点となる新たな道の駅の設置が必要



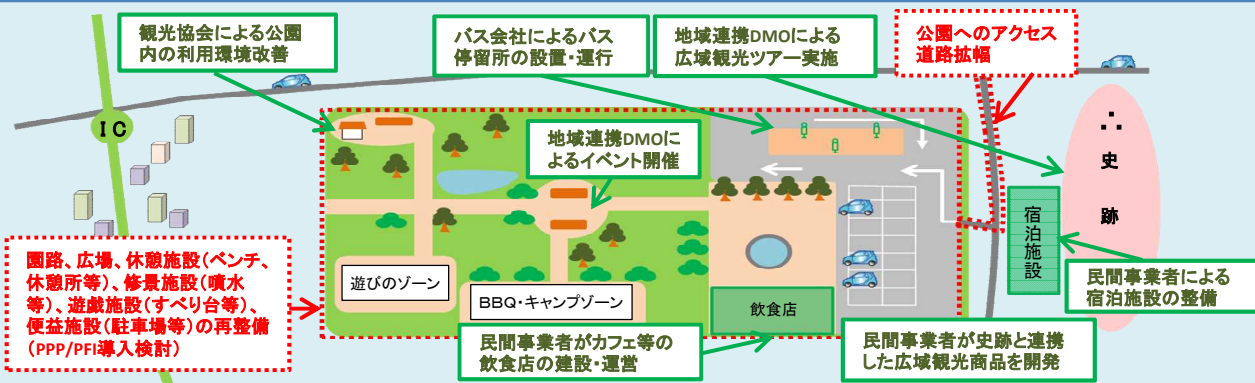
本制度において補助対象となる調査項目例

- ① 広域観光拠点の形成に向けた地域交流施設・駐車場・広場・アクセス道路等の整備に係る需要調査、配置検討、概略設計
 - ② 地域交流施設の整備・管理運営に係るPPP/PFI導入可能性検討
- 等

事例③：観光振興のための公園整備の検討

調査目的

近隣自治体と策定した広域観光促進計画の中で、市内の世界遺産推薦候補の史跡とともに当該公園が広域周遊観光拠点として位置付けられたため、民間事業者による宿泊施設整備、地域連携DMOによる広域観光ツアー実施等にあわせ、地域資源を活かした広域周遊観光拠点として公園施設の再整備等が必要



本制度において補助対象となる調査項目例

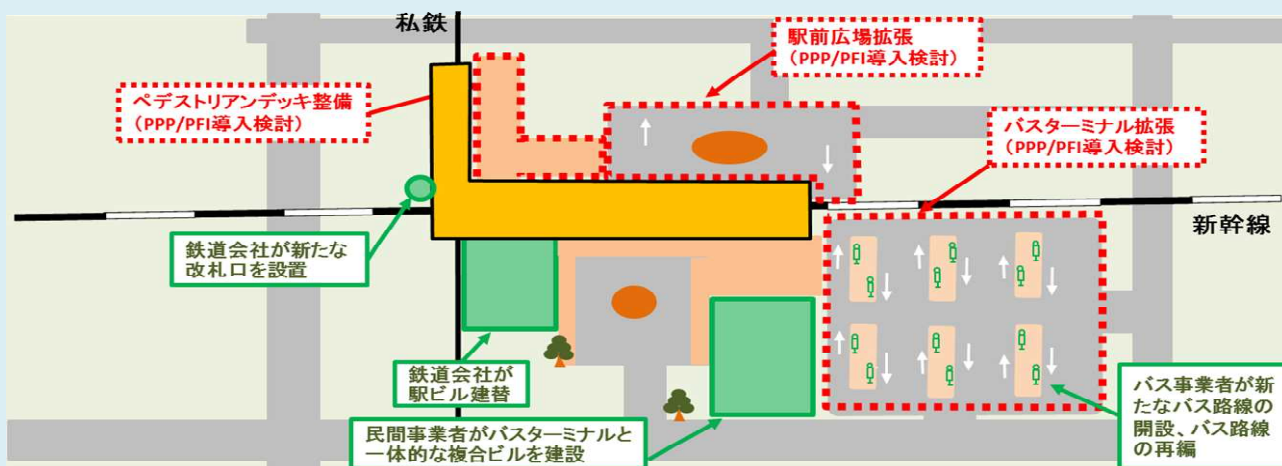
- ① 広域観光拠点の形成に向けた公園施設（園路、広場、休憩施設等）の再整備及びアクセス道路の拡幅に係る需要調査、基本計画策定、概略設計、整備効果検討
- ② 公園施設の整備・管理運営に係るPPP/PFI導入可能性検討 等

◆広域的な交流拠点形成の促進に係る調査

事例④：交通結節機能強化のための駅周辺整備の検討

調査目的

広域的な交通を担う鉄道の駅周辺において、乗換えの動線強化や中・長距離バス停留所の集約等により、広域交通結節点としての利便性向上、広域交流による賑わいと活力ある都市づくりを目指すため、民間によるビル建替やバス路線再編とあわせ、利便性の高い駅周辺整備が必要



本制度において補助対象となる調査項目例

- ① 広域交流拠点形成に向けた駅前広場等の整備に係る需要予測、概略設計、整備効果検討
- ② ①で調査した施設の整備・管理運営に係るPPP/PFI導入可能性検討 等

◆その他の調査

事例⑤：貨物集約化に伴う物流機能強化のための港湾施設整備の検討

港運会社による貨物の集約化、物流倉庫の整備等の取組にあわせ、臨港道路、岸壁、ふ頭用地等の整備に係る取扱貨物量の需要予測や概略設計、ふ頭用地の整備・管理運営に係るPPP/PFI導入可能性の検討

事例⑥：中心市街地の活性化のためのまちづくりの検討

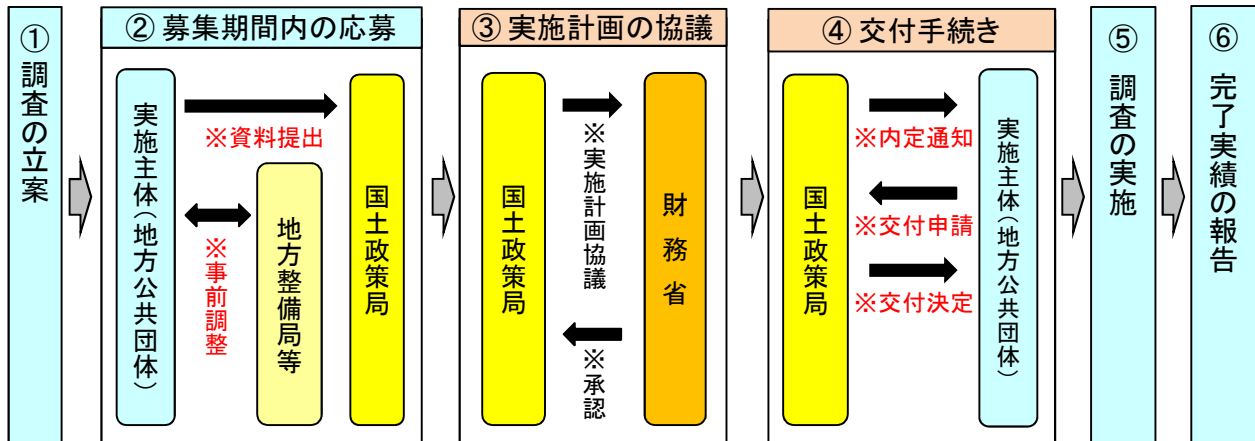
民間事業者による商業施設、不動産会社によるリノベーションまちづくり等の取組にあわせ、駅前広場、アクセス道路等の整備に係る需要予測や概略設計、駐車場等の整備・管理運営に係るPPP/PFI導入可能性の検討

募集・配分スケジュール

年3回の募集を予定しています。

区 分	募集期間	配分時期
第1回	1月28日～2月8日	4月23日
第2回	2月28日～4月5日	6月下旬
第3回	6月中旬～7月上旬	8月下旬

募集から調査実施までの流れ



募集に当たっての留意事項

- ・本調査費は繰越はできません。
- ・複数の地方公共団体が実施する調査も補助対象となります。

お問い合わせ窓口

(本省担当)

国土交通省 国土政策局 広域地方政策課 調整室 (官民連携基盤整備推進調査費 担当)

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号 中央合同庁舎2号館12階

TEL:03-5253-8360(直通) FAX:03-5253-1572

(各地方支分部局)

	部署名	外線(内線)
北海道開発局	開発監理部 開発計画課、地域連携推進室	011-709-2311(内 5462, 5467)
東北地方整備局	企画部 環境調整官、企画課	022-225-2171(内 3114, 3156, 3236)
関東地方整備局	企画部 事業調整官、企画課	048-601-3151(内 3116, 3153, 3186)
北陸地方整備局	企画部 事業調整官、広域計画課	025-280-8880(内 3116, 3211)
中部地方整備局	企画部 事業調整官、広域計画課	052-953-8129(内 3116, 3211, 3212, 3221)
近畿地方整備局	企画部 事業調整官、企画課	06-6942-1141(内 3116, 3156)
中国地方整備局	企画部 事業調整官、広域計画課	082-221-9231(内 3116, 3221)
四国地方整備局	企画部 事業調整官、広域計画課	087-851-8061(内 3116, 3211, 3212, 3231)
九州地方整備局	企画部 事業調整官、企画課	092-471-6331(内 3116, 3155, 3181, 3182)
沖縄総合事務局	開発建設部 建設行政課	098-866-0031(内 3181)

国土交通省ホームページに詳しい情報を掲載しています。応募の様式等をダウンロードできます。

(ホーム <http://www.mlit.go.jp/> >> 政策・仕事 >> 国土政策 >> 官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業)
<http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kanminrenkei.html>